

【様式 1】

沼生中第32号  
清く廃第56号  
令和4年11月30日

環境大臣 西村 明宏 様

沼津市長 賴重 秀一  
清水町長 関 義弘

沼津地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）に係る変更承認について

令和2年3月31日付けで承認のあった沼津地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）を別添のとおり変更したいので、承認方よろしくお願いします。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

【沼津市】

- (1) 生活環境部新中間処理施設整備室 室長 江藤 正和
- (2) 生活環境部新中間処理施設整備室 技師 廣瀬 明日香  
生活環境部環境政策課 係長 石原 聰  
生活環境部クリーンセンター管理課 主任 田中 真由美  
水道部下水道整備課 係長 大島 丈宗
- (3) TEL : 055-934-4889  
Mail: shinchukan@city.numazu.lg.jp

【清水町】

- (1) くらし安全課 課長 前川 仁志
- (2) くらし安全課生活環境係 主幹 杉山 大介
- (3) TEL : 055-981-8216  
Mail: seikatsukankyou@town.shizuoka-shimizu.lg.jp

【様式 1】

沼生中第32号  
清く廃第56号  
令和4年11月30日

環境省関東地方環境事務所長様

沼津市長 賴重秀一  
清水町長 関義弘

沼津地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）に係る変更承認について

令和2年3月31日付けで承認のあった沼津地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）を別添のとおり変更したいので、承認方よろしくお願いします。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

【沼津市】

- (1) 生活環境部新中間処理施設整備室 室長 江藤 正和
- (2) 生活環境部新中間処理施設整備室 技師 廣瀬 明日香  
生活環境部環境政策課 係長 石原 聰  
生活環境部クリーンセンター管理課 主任 田中 真由美  
水道部下水道整備課 係長 大島 丈宗
- (3) TEL : 055-934-4889  
Mail: shinchukan@city.numazu.lg.jp

【清水町】

- (1) くらし安全課 課長 前川 仁志
- (2) くらし安全課生活環境係 主幹 杉山 大介
- (3) TEL : 055-981-8216  
Mail: seikatsukankyou@town.shizuoka-shimizu.lg.jp

【様式 3】

変更理由書

(当初の計画内容)

沼津地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、沼津市及び清水町の共同で策定しています。

(計画の変更の原因及び変更の必要性)

新中間処理施設の整備に伴う造成工事を交付対象事業としたことにより、第三期計画より行う予定であった処理施設の整備を、第二期地域計画の期間中である令和5年度から行うこととしたため、その事業費を地域計画に反映するものであります。

(変更後の計画内容)

新施設整備に係るものとして、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル施設の事業期間及び事業費をそれぞれ変更しています。

また、浄化槽に関する整備計画及び事業計画額の変更を行っています。

# 沼津地域 循環型社会形成推進地域計画

## (第二期)

沼津市  
清水町

令和元年11月29日  
(第1回変更: 令和2年11月30日)  
(第2回変更: 令和3年12月10日)  
(第3回変更: 令和4年12月12日)

# 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
(1) 対象地域 -----	1
(2) 計画期間 -----	1
(3) 基本的な方向 -----	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況 -----	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容 -----	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状 -----	3
(2) 生活排水の処理の現状 -----	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標 -----	6
(4) 生活排水処理の目標 -----	9
3 施策の内容 -----	11
(1) 発生抑制、再使用の推進 -----	11
(2) 処理体制 -----	16
(3) 処理施設の整備 -----	21
(4) 施設整備に関する計画支援事業 -----	21
(5) その他の施策 -----	22
4 計画のフォローアップと事後評価 -----	23
(1) 計画のフォローアップ -----	23
(2) 事後評価及び計画の見直し -----	23

添付資料-----

様式 1 総括表 1

様式 2 総括表 2

添付資料 1 現有処理施設の概要

添付資料 2-1 施設配置図（沼津市沼津地区）

添付資料 2-2 施設配置図（沼津市戸田地区）

添付資料 3-1 行政区域内人口及び事業所数のトレンドグラフ（沼津市）

添付資料 3-2 行政区域内人口及び事業所数のトレンドグラフ（清水町）

添付資料 3-3 行政区域内人口及び事業所数のトレンドグラフ（沼津地域）

添付資料 4-1 ごみ排出量のトレンドグラフ（沼津市）

添付資料 4-2 ごみ排出量のトレンドグラフ（清水町）

添付資料 4-3 ごみ排出量のトレンドグラフ（沼津地域）

添付資料 5-1 総資源化量・最終処分量等のトレンドグラフ（沼津市）

添付資料 5-2 総資源化量・最終処分量等のトレンドグラフ（清水町）

添付資料 5-3 総資源化量・最終処分量等のトレンドグラフ（沼津地域）

添付資料 6 沼津地域図

添付資料 7 凈化槽区域図

添付資料 8 沼津市地震・津波ハザードマップ

添付資料 9 沼津市液状化ハザードマップ

添付資料 10 沼津市土砂災害ハザードマップ

添付資料 11 沼津市洪水ハザードマップ（狩野川・黄瀬川）

添付資料 12 沼津市洪水ハザードマップ（高橋川）

添付資料 13 沼津市国土強靭化地域計画（抜粋）

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町名	沼津市及び清水町
面 積	195.77 km <sup>2</sup>
人 口	227,549 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）

沼津地域構成市町の人口と面積

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (人)
沼津市	186.96	195,039
清水町	8.81	32,510
合 計	195.77	227,549

資料：住民基本台帳人口等

### (2) 計画期間

本計画は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

本地域は首都 100km 圏に位置する静岡県東部にあり、恵まれた自然環境と優位な地理的条件のもとで、東駿河湾地域、伊豆方面への交通拠点あるいは広域的な商業・文化拠点として、古くからこの地域の政治、経済、文化の中心的役割を担ってきた。

このような中、本地域では全国に先駆けて住民と行政の協働による「沼津方式」を導入し生活系ごみの資源化に取り組んだ経緯があり、発生抑制、再利用の推進についても、3R の推進や食品ロス削減等を行っていることから、今後もこれらの取組を進めていく。

また、事業系ごみについては、事業者が自らの責任で資源化や適正処理を進めるための取組を支援していく。

さらに、本地域のごみ焼却施設である沼津市清掃プラントは耐震性が劣ると判断され、早急に更新が必要となっていることから、エネルギー回収型廃棄物処理施設として整備するとともに、沼津市においてはリサイクル施設を集約し、効率的な処理を図っていく。

これらと併せ、本地域の狩野川や柿田川、駿河湾などの豊かな水環境を維持してい

くため、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を進めていく。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

静岡県では平成10年3月に、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を市町の意見等を踏まえながら「静岡県ごみ処理広域化計画」を策定した。その中で当該地域は、駿豆圏域として位置づけられ、地域内行政区域全域を処理区域として、現存するごみ焼却施設を1施設に統合して整備する「静岡県ゼロエミッション事業計画」があった。

駿豆圏域の協議会を開催することにより、統合すべく協議、立地の選定等を進めるとしたが、平成18年に中断され、その後、平成22年度から「駿豆地区広域市町ごみ処理問題検討会」を定期的に開催することにより、広域化・集約化に向けた協議等が進められているところである。

本市では、昭和42年度から清水町の燃やすごみとし尿の受入れを開始し、現在まで沼津市の施設で処理して広域化を維持しており、既に基本計画を策定している新施設についても引き続き同様の体制としていく予定である。

ただし、今後、県が「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」に基づいて広域化計画を策定した際には、同計画に基づき、さらなる広域化を検討する。

#### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチックの海洋汚染問題への対策も踏まえ、地域住民に対してマイボトル・マイバッグの持ち歩き、買物時の過剰包装や使い捨てプラスチックの提供を断る、認定プラスチック使用製品の優先的な使用、プラスチックごみの分別の徹底など、プラスチック削減のための日常生活での実践的な取組みについて、ホームページ、広報紙、スマートフォンの分別アプリなどを通じて情報発信を行う。また、出前講座、学校での環境学習の場などを利用したPRや啓発活動を実施する。

現在、別々に分別収集を実施しているプラスチック製容器包装使用とプラスチック使用製品廃棄物については、令和10年度開始を目標に、原材料の全部がプラスチックである製品廃棄物を、プラスチック製容器包装と一括回収を行う方針で検討を進める。

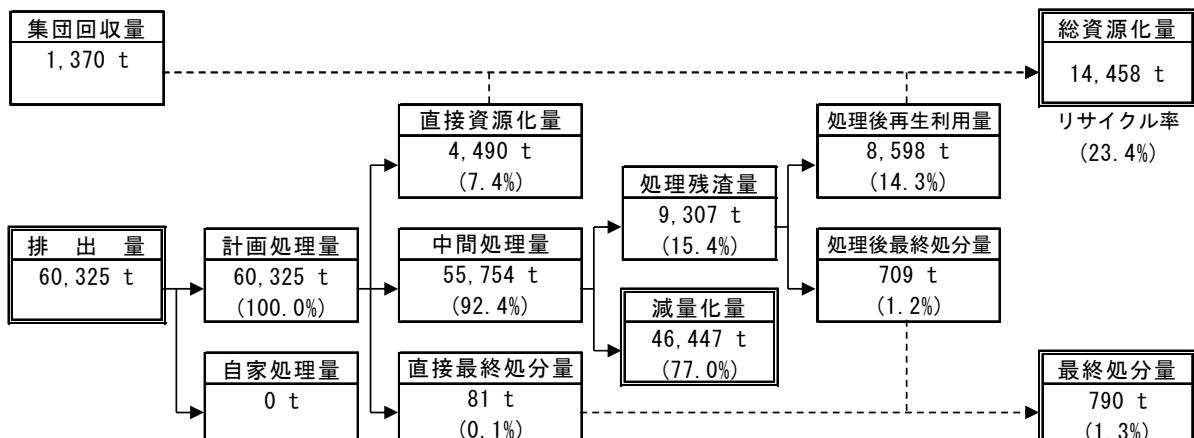
プラスチック製使用廃棄物の処理方法については、新中間処理施設の整備と併せて処理方針の検討を進め、社会情勢や財政状況を踏まえた上で、再商品化の実施可能性について検討を行う。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

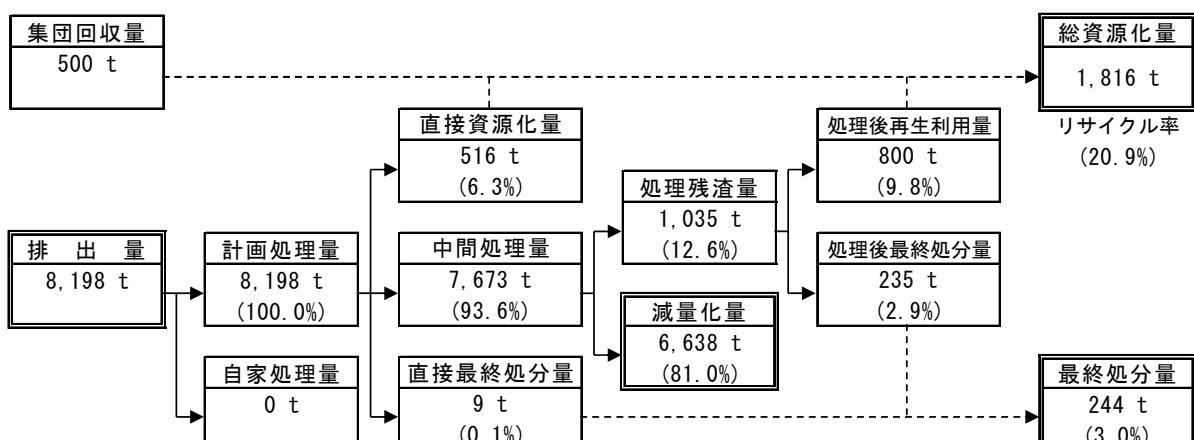
平成 30 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図 1-1 (沼津市)、図 1-2 (清水町) 及び図 1-3 (沼津地域) に示すとおりである。

なお、中間処理量のうち、焼却量は清水町分も含め 58,503 トン (焼却処理施設による実績値) であるが、これにはし尿処理施設等から排出されたし渣の 53 トンも含まれている。また、焼却施設では温水の場内利用などを行っている。



※端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

図 1-1 沼津市における一般廃棄物の処理状況フロー (平成 30 年度)



※端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

図 1-2 清水町における一般廃棄物の処理状況フロー (平成 30 年度)

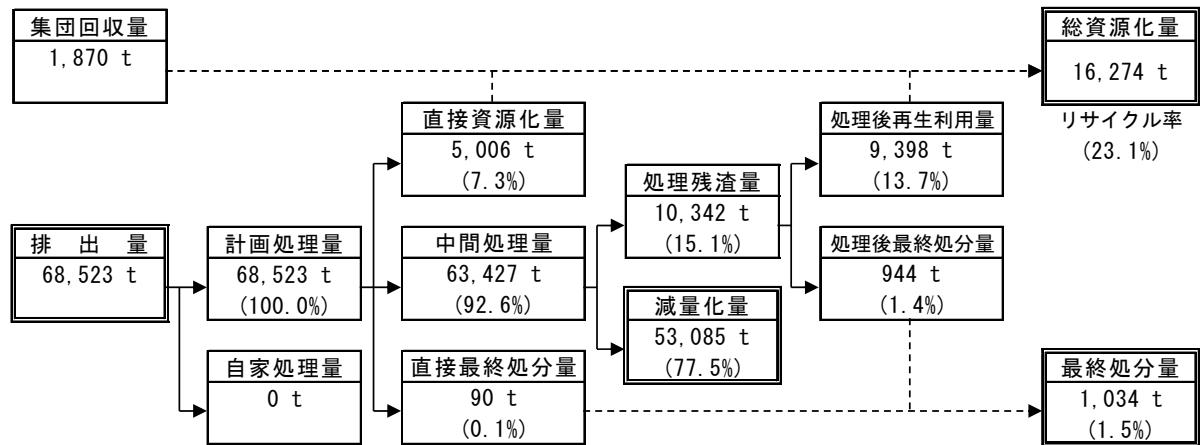


図 1-3 沼津地域における一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度：合計値）

## (2) 生活排水の処理の現状

平成 30 年度における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2-1（沼津市）、図 2-2（清水町）及び図 2-3（沼津地域）に示すとおりである。

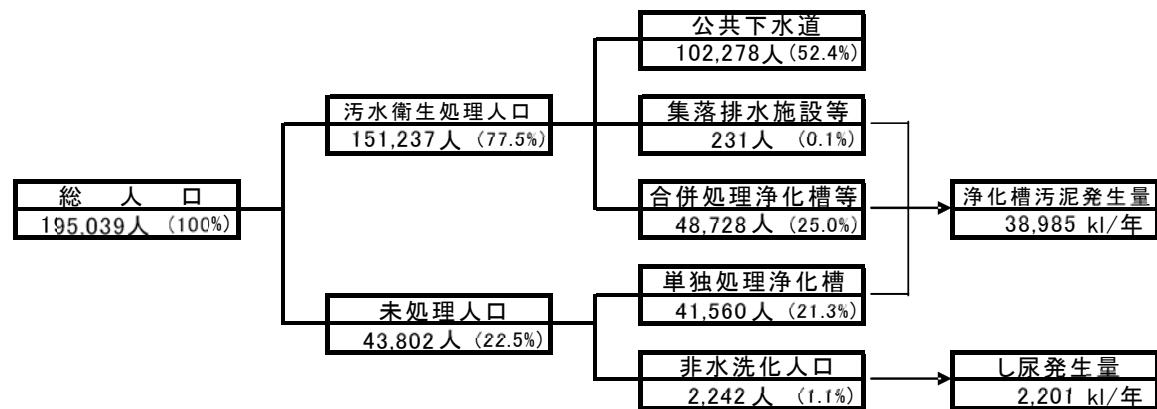


図 2-1 沼津市における生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

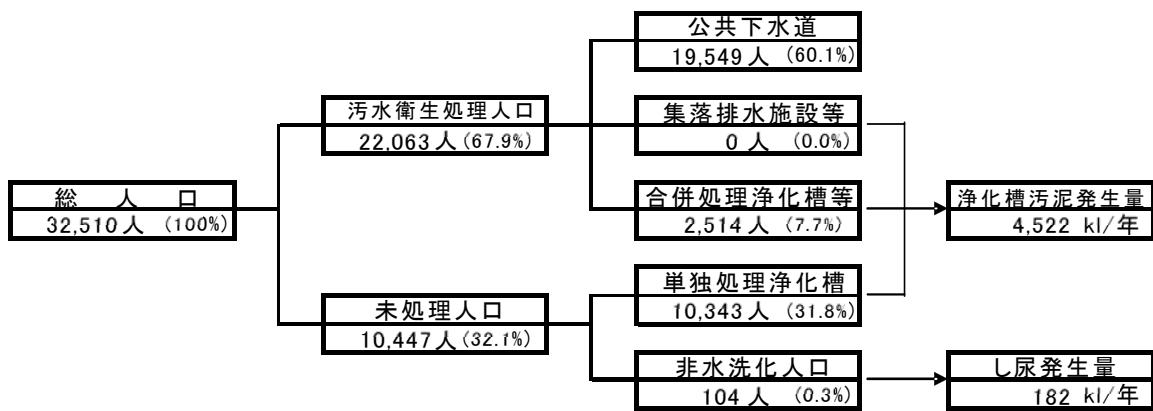


図 2-2 清水町における生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

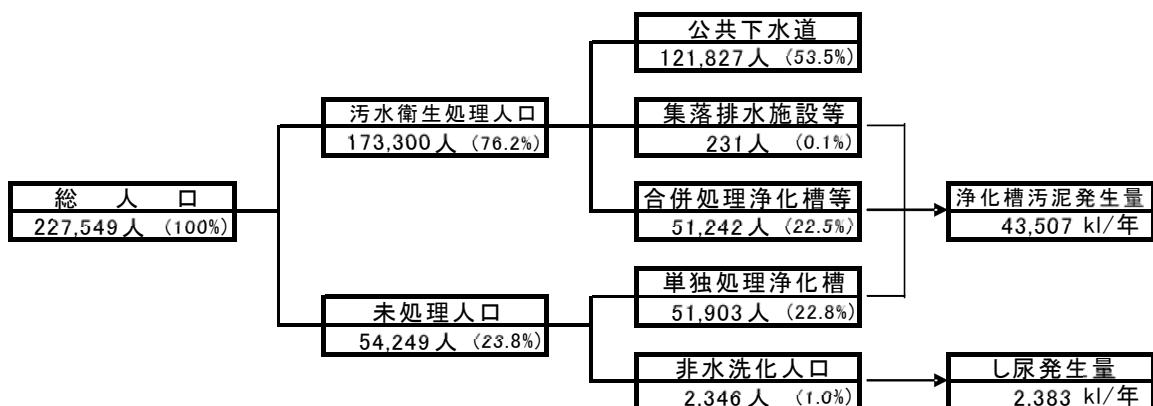


図 2-3 沼津地域における生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度：合計値）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表1-1（沼津市）、表1-2（清水町）及び表1-3（沼津地域）のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1-1 沼津市における減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成30年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和7年度)
排出量	事業系 総排出量	21,257トン	20,964トン ( -1.4%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.08トン/事業所	2.05トン/事業所 ( -1.4%)
	生活系 総排出量	39,068トン	36,276トン ( -7.1%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	181.39kg/人	177.94kg/人 ( -1.9%)
	合計 事業系生活系排出量	60,325トン	57,240トン ( -5.1%)
再生利用量	直接資源化量	4,490トン ( 7.4%)	4,200トン ( 7.3%)
	総資源化量	14,458トン (23.4%)	13,781トン ( 23.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	—	(19,646 MWh) (29,469 GJ)
減量化量	中間処理による減量化量	46,447トン (77.0%)	43,992トン ( 76.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	790トン ( 1.3%)	719トン ( 1.3%)

注1) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

注2) 目標欄のエネルギー回収量は次期施設稼働後（令和11年度供用開始予定）の想定量。

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は排出量（事業系生活系排出量合計）に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量-事業系資源ごみ量)} ÷ (事業所数)  
事業所数は総務省統計局「経済センサス」資料を基に予測した。

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量-生活系資源ごみ量)} ÷ (人口)

#### 《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

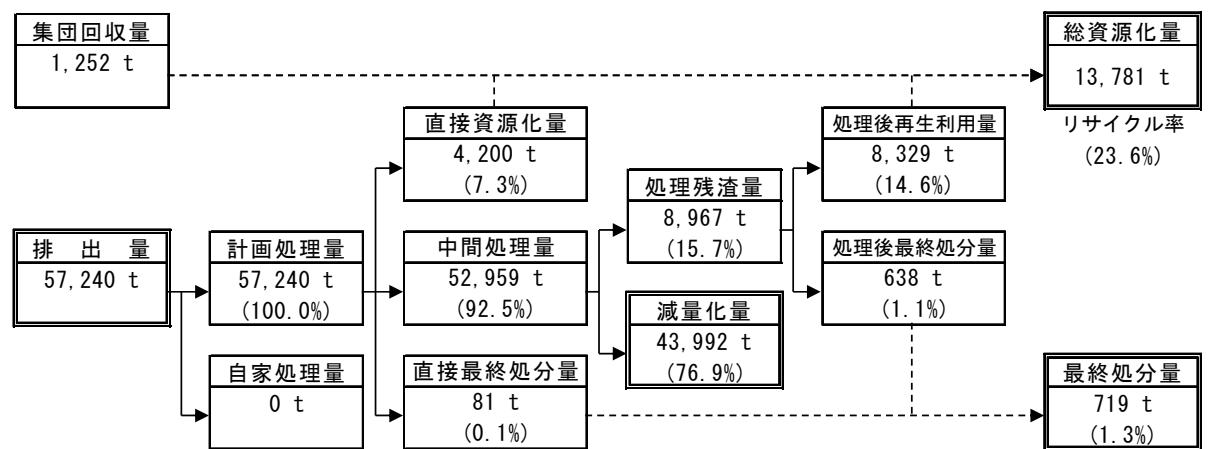


図3-1 沼津市における目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

表 1-2 清水町における減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標	現 状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成30年度)	目 標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和7年度)		
排出量	事業系 総排出量 1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup> 生活系 総排出量 1人当たりの排出量 <sup>※3</sup> 合 計 事業系生活系排出量	2,247トン 1.40トン/事業所 5,951トン 147.49kg/人 8,198トン	2,227トン 1.39トン/事業所 5,712トン 137.43kg/人 7,939トン	( -0.9%) ( -0.7%) ( -4.0%) ( -6.8%) ( -3.2%)
再生利用量	直接資源化量 総資源化量	516トン ( 6.3%) 1,816トン (20.9%)	713トン 1,924トン	( 9.0%) ( 22.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	—	(2,354 MWh) (3,531 GJ)	
減量化量	中間処理による減量化量	6,638トン (81.0%)	6,231トン	( 78.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	244トン ( 3.0%)	239トン	( 3.0%)

注 1) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

注 2) 目標欄のエネルギー回収量は次期施設稼働後（令和11年度供用開始予定）の想定量。

※ 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は排出量（事業系生活系排出量合計）に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※ 2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量-事業系資源ごみ量)} ÷ (事業所数)  
事業所数は総務省統計局「経済センサス」資料を基に予測した。

※ 3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量-生活系資源ごみ量)} ÷ (人口)

#### 《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

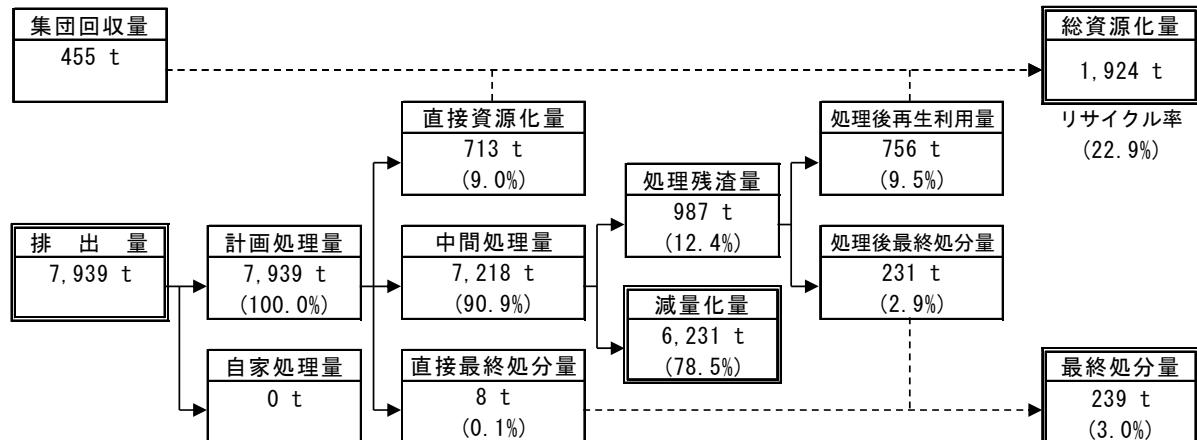


図 3-2 清水町における目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

表 1-3 沼津地域における減量化、再生利用に関する現状と目標（合計値）

指 標	現 状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成30年度)	目 標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和7年度)		
排 出 量	事業系 総排出量 1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup> 生活系 総排出量 1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup> 合 計 事業系生活系排出量	23, 504トン 1. 99トン/事業所 45, 019トン 176. 55kg/人 68, 523トン	23, 191トン 1. 96トン/事業所 41, 988トン 171. 98kg/人 65, 179トン	( -1. 3%) ( -1. 5%) ( -6. 7%) ( -2. 6%) ( -4. 9%)
再生利用量	直接資源化量 総資源化量	5, 006トン ( 7. 3%) 16, 274トン (23. 1%)	4, 913トン 15, 705トン	( 7. 5%) ( 23. 5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	—	(22, 000 MWh) (33, 000 GJ)	
減 量 化 量	中間処理による減量化量	53, 085トン (77. 5%)	50, 223トン	( 77. 1%)
最終処分量	埋立最終処分量	1, 034トン ( 1. 5%)	958トン	( 1. 5%)

注 1) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

注 2) 目標欄のエネルギー回収量は次期施設稼働後（令和 11 年度供用開始予定）の想定量。

※ 1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は排出量（事業系生活系排出量合計）に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※ 2 (1 事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量-事業系資源ごみ量)} ÷ (事業所数)  
事業所数は総務省統計局「経済センサス」資料を基に予測した。

※ 3 (1 人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量-生活系資源ごみ量)} ÷ (人口)

#### 《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

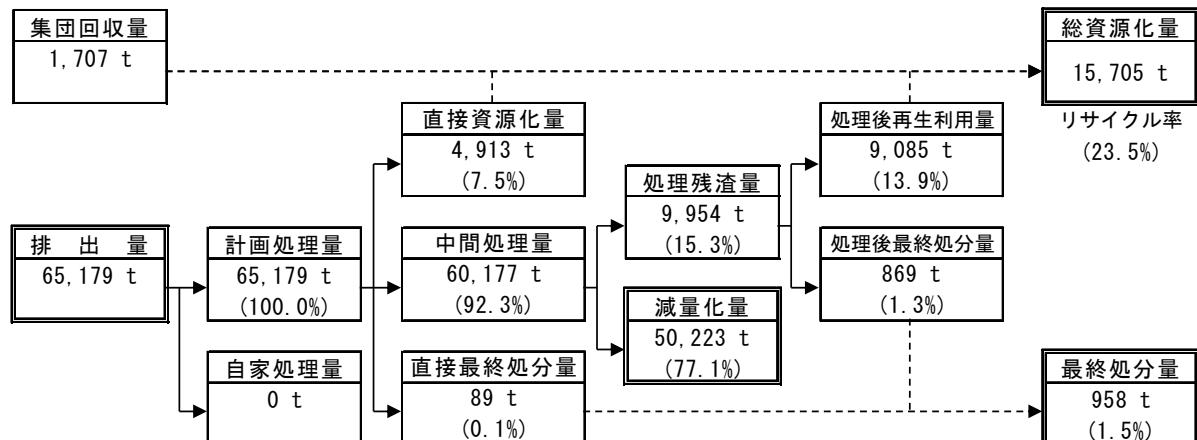


図 3-3 沼津地域における目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和 7 年度：合計値）

#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2-1（沼津市）、表2-2（清水町）及び表2-3（沼津地域）に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2-1 沼津市における生活排水処理に関する現状と目標

		平成30年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	102,278人 (52.4%)	116,032人 (62.7%)
	集落排水施設等	231人 (0.1%)	164人 (0.1%)
	合併処理浄化槽等	48,728人 (25.0%)	50,267人 (27.2%)
	未処理人口	43,802人 (22.5%)	18,553人 (10.0%)
	合 計	195,039人	185,016人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,201キロリットル	2,100キロリットル
	浄化槽汚泥量	38,985キロリットル	37,192キロリットル
	合 計	41,186キロリットル	39,292キロリットル

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

表2-2 清水町における生活排水処理に関する現状と目標

		平成30年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	19,549人 (60.1%)	25,279人 (79.1%)
	集落排水施設等	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	2,514人 (7.7%)	1,477人 (4.6%)
	未処理人口	10,447人 (32.1%)	5,202人 (16.3%)
	合 計	32,510人	31,958人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	182キロリットル	92キロリットル
	浄化槽汚泥量	4,522キロリットル	2,220キロリットル
	合 計	4,704キロリットル	2,312キロリットル

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

表 2-3 沼津地域における生活排水処理に関する現状と目標（合計値）

		平成30年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	121,827 人 ( 53.5% )	141,311 人 ( 65.1% )
	集落排水施設等	231 人 ( 0.1% )	164 人 ( 0.1% )
	合併処理浄化槽等	51,242 人 ( 22.5% )	51,744 人 ( 23.8% )
	未処理人口	54,249 人 ( 23.8% )	23,755 人 ( 10.9% )
	合 計	227,549 人	216,974 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,383 キロリットル	2,192 キロリットル
	浄化槽汚泥量	43,507 キロリットル	39,412 キロリットル
	合 計	45,890 キロリットル	41,604 キロリットル

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ●沼津市における施策

###### ア ごみに関する情報提供のための施策

###### ○ホームページ・広報紙などによるPR

ごみの分別方法や資源化物の排出方法など3Rに関する最新情報を、市ホームページや広報紙の他、スマートフォン・タブレット用のアプリケーションなど様々な情報ツールを活用し、市民や事業者へ幅広く提供する。

###### ○イベントなどによるPR

消費生活展などにおいて3Rに関する啓発活動を行う。

###### ○分別説明会や出前講座などによるPR

出前講座や自治会説明会の内容を充実させるとともに、ごみ減量の啓発や情報提供に努める。

###### ○ごみの分別・減量ガイドブックやごみ分別アプリによるPR

ごみの分別・減量ガイドブックの発行・配布、ごみ分別アプリの配信によりごみの適正排出を推進する。これらのツールは外国人居住者対応として多言語化している。

###### ○使い捨てプラスチック対策の推進

市民の海洋プラスチック汚染への関心を高め、買物時の使い捨てプラスチック製品の排出抑制やマイボトル・マイバッグの持ち歩きなど、プラスチック削減のため日常生活で実践できる取組の実践を働きかける。

###### イ ごみに関する機会提供のための施策

###### ○リユースの推進

従来実施していたフリーマーケットフェスティバルの開催形態を見直すなど、「新しい生活様式」に対応したリユースの推進方法を検討する。

###### ○ごみに関する環境教育の推進・充実

学校への出前講座・施設見学を継続して実施し、ごみ減量の啓発を行う。

###### ウ ごみに関する各種支援のための施策

###### ○地域（自治会・コミュニティ）活動の支援

環境衛生自治推進協会・環境美化指導員による指導・啓発などを支援する。ごみの適正排出を支援するため、ごみ集積施設整備に対して補助を行う。資源回収の日に回収した資源化物の売却収入を奨励金として回収量に応じて自治会に還元する。地域の中のイベントでも地域住民同士で分別について学習でき

る仕組みを検討する。

○すまいるしょっぷ（ごみ減量・資源化推進事業所）の普及・拡大

簡易包装に努めたり、販売品から生じる廃棄物の回収や修理、食べ残しゼロメニュー・ハーフサイズメニューなどや食べ残し持ち帰り制度を採用するなど、ごみの減量・資源化に対する独自の取組を行っている小売店・飲食店・宿泊施設店舗を「すまいるしょっぷ」として認定し、事業者の活動を支援する取組を普及・拡大する。

○生ごみの減量・資源化の推進

買物の工夫や「3 キリ」運動の推進、ダンボールコンポストの普及促進を行う。

○ごみ分別ステーション用品の貸し出し

事業者に対してイベント会場のごみ集積場所設置に必要な機材の貸し出しを行い、イベント会場で発生する大量のごみを正しく分別してもらう。

## エ ごみに関する各種指導のための施策

○事業系ごみの発生・排出抑制の推進

「すまいるしょっぷ」でのごみ減量・リサイクル推進を支援し、排出抑制を進めていく。多量排出事業者への減量化計画の作成・提出を徹底するとともに計画書に基づいた排出の指導を進め、併せてパネル展開催等で優良事業所のごみ減量・リサイクルの事例を紹介する。

○排出者責任の明確化・厳格化

事業者の排出者責任を明確にするため、資源化などのごみ発生・排出抑制を図るとともに、自己処理、直接持込又は許可業者収集の徹底を図る。市は事業者管理システムなどにより各事業所間のごみ処理方法の把握に努めており、許可業者の受託状況や事業系指定袋の購入状況を検証した上で排出事業者への指導・啓発を実施していく。

○適正管理・負担の推進

収集運搬業者など市の施設に事業系ごみを搬入する者に対して受入基準遵守のための指導を厳格化する。また、分別状況を把握するため、施設に搬入される事業系ごみの内容物調査を実施し、受入基準以外の廃棄物はリサイクル可能な廃棄物のなどの混入を防止し、適正な搬入を行うよう指導する。

## オ ごみに関する有料化の施策

近隣市町の動向やごみ量の変化などを考慮しながら家庭ごみの有料制について検討を行う。

## 力 生活排水対策

### ○生活排水処理に関する情報の提供と排出源での水環境の保全対策の促進

広報などによる周知・啓発及び市ホームページにより情報提供を行い、市民や事業者の環境保全意識の高揚を図る。各家庭や事業所では次のような対策を促す。

- ・ 洗浄前の汚れの除去
- ・ 洗剤の使いすぎの自粛
- ・ 環境にやさしい洗剤の使用
- ・ 節水による排出量の削減、風呂の水の再利用
- ・ 調理屑の除去

## ●清水町における施策

### ア 清水町が講じる施策

#### ○連携体制の構築

農業・商工業・廃棄物関係業者等と連携し、減量化施策等を実行していく必要があるため、本町及び近隣市町との連携体制を構築することを検討する。

#### ○啓発活動の推進

現在の使い捨て型ライフスタイルの見直しや、町民・事業者に対する意識改革・意識高揚を図るための啓発活動を広報等によって定期的に実施する。

また、循環型社会の形成を推進していくため、家庭教育、学校教育、社会教育等の場において環境教育を実施し、意見交換会・シンポジウム等により意識の高揚を図ることを検討する。

パンフレットやポスター等を作成し、町民や事業者に配布するとともに、スマートフォンのアプリ等を活用し、ごみ分別・減量化等の情報提供の方法も検討する。

#### ○ごみ減量化の推進

容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック系ごみの収集等については分別収集計画に基づいて実施するが、今後、資源ごみの収集対象品目を拡大することによるごみの減量化及び再資源化についても検討していく。

また、今後は食品ロス削減を重要課題とし、「食品ロス削減推進計画」の策定を検討するとともに、対策を進める。

#### ○生活系ごみの有料化検討

本町の指定袋制は単純指定袋制でありごみ処理有料化を導入しているものではないため、更なるごみの減量化の推進やごみ処理経費の適正負担などの観点からごみ処理有料化の導入を検討する。

## ○集団資源回収の推進

集団資源回収は資源化率の向上だけではなく、身近な環境教育の一環として、また、ごみの資源化について関心を持つ機会を定期的に提供することにより、ごみに対するリサイクル意識の高揚などが期待できる。

集団資源回収活動は、地域の自主活動の促進とごみ減量化・再生利用の促進等についても期待できるため、今後も集団資源回収の支援等を継続する。

## ○安定した資源化ルートの確保

分別排出された資源ごみは、町内の資源化事業者等の協力等により、経済的かつ効率的な処理ルートを確保する。

## ○不用品交換事業等の推進

ごみとして排出される中に含まれる、まだ使用できるものや修理すれば使用可能な状態になるもの、引っ越し等で排出される不用家具、電化製品、衣類について、フリーマーケットなどの開催や、不用品情報コーナーを設けることにより、不用品の交換等を効率的に行うため、情報や場所の提供等を検討する。

## ○再生商品等の利用促進

家庭や事業所で使用するノート類、印刷物及びコピー用紙等は、再生品やエコマーク商品等を利用するよう、広報誌やイベント等で啓発していく。

# イ 町民が講じる施策

## ○使い捨て型ライフスタイルの転換

ごみの減量化や再生利用を実行する主役は町民一人ひとりであることを自覚し、使い捨て型ライフスタイルを見直す。物を大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、リフォーム（作り替え）などによる再利用に努める。

また、商品購入や物品の廃棄に当たっては、環境に対する影響を考慮し、計画的に購入するなど、使い捨て商品の購入をなるべく控えるとともに、レンタル品などを活用する。また、買い物袋（マイバッグ）の利用や、簡易包装商品を選択する。

## ○無駄のない食生活（エコクッキング）の推奨

必要なだけの食材等を購入し、賞味期限切れ等で廃棄する食品を無くす。

また、料理方法等を工夫し、生ごみを可能な限り少なくしていく。

## ○物を大切に使う

物を大切に使い、長く利用する。より耐久性の高い商品を選び、故障しても修理して使い、なるべくごみとして出さない。また、不用となった物は他の活用法を考える。

## ○資源ごみの分別収集への協力

資源ごみのリサイクル処理の効率化などについて関心を持ち、住民団体等が実施する資源ごみの集団資源回収等にも協力する。

○ごみの出し方

ごみ出しのマナーを遵守し、モラルの向上に努める。

○再生商品等の利用促進

日常生活で利用する品に再生品を購入使用する。

紙製品等は再生品あるいはエコマーク商品を積極的に活用するとともに詰め替え商品等を優先的に選択し、利用する。

○資源回収等への協力

集団資源回収へ協力し、リターナブル（再利用）びんを活用する。

商店が実施する紙パック容器や食品トレイ等の資源回収に協力する。

○不用品交換事業等の利用促進

物を大切に使い、修理して再利用に努める。不用となったものはフリーマーケットなどの不用品交換会や販売会を活用する。

○使用頻度の少ない商品の購入抑制

使用頻度が少ないとと思われる商品等は、レンタルショップ等を活用する。

## ウ 事業者が講じる施策

○事業者主体による積極的な取組

事業活動に伴って発生するごみは、原則として減量化・再資源化等により、自らの責任で適正に処理を行う。

事業系ごみの資源化ルートを確立し、リサイクルの推進や分別排出等について、従業員のごみ処理に対する意識の高揚を図る。

販売店は過剰包装防止に努め、買い物袋（マイバッグ）の持参を推奨（優遇措置を講じる等）し、レジ袋の使用などを削減する。

容器包装リサイクル法を遵守する。

使い捨て商品をなるべく作らない。

食品廃棄物の水切りを徹底することなどにより、ごみの減量に努める。

○再生商品等の供給

再生資源を用いた製品の供給を検討あるいは拡大し、詰め替え商品やリターナブルびん等の製造・販売を積極的に進める。

○再生商品等の利用促進

事務用品や日用品等は、再生商品やエコマーク商品をできる限り利用する。

○資源ごみの回収ルートの構築

販売ルート等を通じた回収システムを確立し、紙パック容器や食品トレイなどの回収を実施する。

## エ 生活排水対策

### ○情報提供の充実

広報・啓発用チラシ、ホームページなどによって、生活排水処理の重要性や下水道接続に対する町の助成制度の利用促進について継続的かつ効果的に情報を発信していくことを検討する。

### ○家庭でできる対策の周知

自治会等と連携を図りながら、地域説明会等を実施するなどにより、家庭でできる具体的な対策について周知を図る。

### ○各種イベントの開催

水質汚濁や水環境の保全などをテーマとした講演会などを開催し、公共用水域の保全と環境について町民の意識高揚を図ることを検討する。

### ○環境学習の推進

水辺の見学会や学習会などを行い、下水道及び合併処理浄化槽などを利用することによる環境保全や、発生源における水質保全対策について学習する機会を増やす。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

現在、清水町は焼却施設を持たないことから、可燃ごみについては沼津市清掃プラントで受け入れ、両市町のごみを処理している。

可燃ごみ以外のごみについて、分別や名称に違いはあるものの、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルやプラスチック製容器包装をはじめ、缶やビン、古紙、古布類等について各市町が現有施設もしくは民間業者への委託により処理し、資源化している。

今後は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備により、両市町の可燃ごみから生じる熱エネルギーの有効活用を目指すこととする。これに向けて、沼津市においては「埋め立てごみ 熱源利用プラスチックごみ(③類)」を新たに令和11年10月から焼却対象とする。なお、今後の国の動向等により、一般廃棄物処理基本計画の改定も考慮した処理対応を行う。

また、沼津市においては、新規リサイクル施設の整備により、既存のリサイクル施設の統合と機械選別の導入等により資源化量の増加と埋立量の削減を図っていく。

更に、平成25年4月1日より施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」への対応をはじめ、収集システム

の見直しや効率的なごみの資源化及び適正処理を推進する。

#### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業系ごみの処理については、両市町ともに生活系ごみの分別区分に準じて実施している。

今後も、沼津市においては、事業系ごみの内容物調査を実施し、適正な搬入が行われるように指導するとともに、多量排出事業者への減量化計画の作成・提出を徹底し計画書に基づいた排出の指導を進めることによって、積極的にごみの減量化及び再資源化を促進していく。清水町においては、事業者が自らの責任で適正に処理するよう努めるとともに、資源化ルートの確立等について取り組む。

#### ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を行っていない。将来的にも受け入れ及び処理を行う計画はない。

#### エ ごみ処理施設整備の現状と今後

##### ○中間処理施設（焼却施設・リサイクル施設など）の整備

既存の沼津市清掃プラントは旧耐震基準となっているため、より安全で環境負荷が少なく、資源やエネルギーを有効活用することができる新施設の早期整備を目指す。

また、効率的にエネルギー回収できる施設の整備についても検討を行い、環境負荷が少なく市民への負担軽減が望める処理システムの構築を目指す。

##### ○中間処理における環境配慮

現状、沼津市清掃プラントでは焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを暖房・給湯及び隣接する温水プールの熱源として活用しているが、新処理施設では、施設内エネルギー消費の少ない処理技術の採用を検討するほか、発生する熱エネルギーの有効利用についても検討する。

##### ○現最終処分場の延命化と新最終処分場の整備

新焼却施設などの整備と併せ、埋め立てごみ全体の処理方法について検討する。また、焼却灰を今後も継続して資源化処理を行うことにより現最終処分場のさらなる延命化を図ることを検討する。

#### オ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理について、沼津市では引き続き、下水道や集落排水施設等の整備計画が無い地域で合併処理浄化槽の整備を進めていく。清水町では町全域が下水道整備区域であるため、引き続き現行の下水道整備計画を推進していく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、清水町ではし尿処理施設を持たないことから沼津市衛生プラントで両市町のものを処理し、生じた汚泥を脱水後、民間業者へ委託し資源化しており、今後も継続して再生利用を進める。

#### カ 沼津市における今後の処理体制の要点

- ◇ 既存の焼却処理施設を廃止し、エネルギー回収型廃棄物処理施設として更新する。
- ◇ エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備に合わせ、熱源利用プラスチックごみ（③類）を焼却対象に含めるよう変更する。ただし、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律など国の動向を注視し、適宜見直しを行う。
- ◇ 既存のリサイクル処理は2施設で行っているため、将来的に処理機能を1つの施設に集約する。
- ◇ リサイクル処理は基本的に現行の処理方式を継続するが、埋立ごみに

#### キ 清水町における今後の処理体制の要点

- ◇ 可燃ごみの発生抑制・資源化を図るとともに、その他の資源物のリサイクルを推進する。また、すでに有料化している粗大ごみ処理手数料の改定及びその他の生活系ごみの有料化についても検討していく。

表3 沼津地域のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

※1 各分別区分における主な廃棄物の例を添付資料5として添付した。

※2 処理実績には事業系ごみ量も含む。

今 後 (R7年度)							
沼津市				清水町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
燃やごみ	焼却	沼津市清掃プラント	48,684	可燃ごみ	焼却	沼津市清掃プラント/ 民間処理	6,170
焼却粗大ごみ (②類)				—			
熱源利用プラスチック ごみ (③類)	リサイクル	民間処理	1,861	小型家電製品	リサイクル	民間処理	粗大ごみに含む
せともの・ガラス類 (①類)				埋立ごみ			
せともの・ガラス類 (①類)	選別後埋立	植田最終処分場/ 民間処理	1,045	埋立ごみ	選別後埋立	民間処理	233
蛍光管	リサイクル	沼津市清掃プラント	15				
ペットボトル		民間処理	263	ペットボトル	リサイクル	民間処理	70
プラスチック製容器包装		民間処理	2,256	容器包装プラスチック		民間処理	443
—		—	—	その他のプラスチック		民間処理	93
びん類		沼津市清掃プラント	763	びん・ガラス類		民間処理	152
缶類		民間処理	270	金属類		民間処理	70
金属類			481				
乾電池・ライター		沼津市清掃プラント	47	乾電池	埋立	民間処理	6
古紙類		民間処理	1,077	—	—	—	—
古布類		民間処理	478	布類	リサイクル	民間処理	9
—		—	—	剪定枝		民間処理	432
—		—	—	食用油		民間処理	3
—		—	—	粗大ごみ	焼却/ リサイクル	民間処理	257

### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靭化
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	210t/日	沼津市上香貫二ノ洞	R5～R11 (第二期～第三期計画)	沼津市国土強靭化地域計画
2	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)沼津市リサイクル施設整備事業	15t/日	沼津市上香貫二ノ洞	R5～R11 (第二期～第三期計画)	沼津市国土強靭化地域計画

※ 現有処理施設の概要を添付資料1として添付した。(現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの)

#### (整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化及びエネルギーの高効率回収・有効利用の促進のため

事業番号2 既存リサイクル施設(2施設)の老朽化及び処理機能の集約化のため

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成30年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靭化
浄化槽設置整備事業 (沼津市)	52	106	582	R2～R6	—
合計	52	106	582		

※現在、清水町では浄化槽設置整備事業の実施予定はない。

#### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係る計画支援事業	施設建設に伴う測量・地質調査、環境アセスメント調査、PFI導入可能性調査、施設整備基本計画策定  基本設計、法面対策調査、土壤汚染調査、敷地造成計画、整備エリア基本コンセプト等検討業務、発注支援業務等	H26～R6 (第一期～ 第二期計画)
2	(仮称)沼津市リサイクル施設整備 (事業番号2)に係る計画支援事業	施設建設に伴う測量・地質調査、PFI導入可能性調査、施設整備基本計画策定  基本設計、法面対策調査、土壤汚染調査、敷地造成計画、整備エリア基本コンセプト等検討業務、発注支援業務等	R2～R6 (第二期計画)

#### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア 小型家電のリサイクルに関する普及啓発

平成25年4月1日より「小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」の施行に伴い、小型家電のリサイクルについては、法に基づく、適切な回収、資源化がなされるよう、処理体制の構築を図るとともに、普及啓発を行う。

##### イ 不法投棄の対策

沼津市においては、南駿農業協同組合、愛鷹山森林組合、沼津タクシー協会、市内4ゴルフ場、郵便局と「廃棄物不法投棄についての情報提供の覚書」を締結しており、引き続き不法投棄防止及び早期発見を目指してパトロールを強化するとともに、環境衛生自治推進協会及び環境美化指導員による指導・啓発などを支援する中で、地域の自治会などと一体となった普及啓発により、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を図る。

清水町においても、環境美化推進委員によるごみのポイ捨てなどへの指導やごみの散乱、不法投棄状況の調査を支援し、環境美化の推進や不法投棄防止を図る。

#### ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

沼津市と清水町それぞれの災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物に対し、広域的処理体制の確保を図り、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

### 4 計画のフォローアップと事後評価

#### (1) 計画のフォローアップ

沼津地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

## 様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

## 1 地域の概要

(1) 地域名	沼津地域	(2) 地域内人口	227,549人	(3) 地域面積	195.77km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	沼津市、清水町	(5) 地域の要件*	(人口)面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	なし				

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

## 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
沼津市	排出量	事業系 総排出量(トン)	20,041	20,404	20,481	20,907	21,257	20,964 ( -1.38% )
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.85	1.94	2.01	2.05	2.08	2.05 ( -1.44% )
		生活系 総排出量(トン)	40,705	40,184	39,254	39,240	39,068	36,276 ( -7.15% )
		1人当たりの排出量(kg/人)	180.61	180.29	178.58	179.93	181.39	177.94 ( -1.90% )
	再生利用量	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	60,746	60,588	59,735	60,147	60,325	57,240 ( -5.11% )
		直接資源化量(トン)	5,126 (8.44%)	5,039 (8.32%)	4,718 (7.90%)	5,006 (8.32%)	4,490 (7.44%)	4,200 ( 7.34% )
	エネルギー回収量	総資源化量(トン)	15,391 (24.48%)	16,335 (26.17%)	15,591 (25.42%)	15,469 (25.10%)	14,458 (23.43%)	13,781 ( 23.56% )
		エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh) (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	(19,646MWh) (29,469GJ)
	減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	45,166 (74.35%)	45,212 (74.62%)	44,878 (75.13%)	45,335 (75.37%)	46,447 (76.99%)	43,992 ( 76.86% )
	最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,327 (3.83%)	869 (1.43%)	854 (1.43%)	819 (1.36%)	790 (1.31%)	719 ( 1.26% )

注1) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。また、総排出量の目標欄の割合は平成30年度に対する増減割合

注2) 目標欄のエネルギー回収量は次期施設稼働後(令和11年度供用開始予定)の想定量。

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
清水町	排出量	事業系 総排出量(トン)	1,843	2,002	2,097	2,140	2,247	2,227 ( -0.89% )
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.10	1.22	1.30	1.33	1.40	1.39 ( -0.71% )
		生活系 総排出量(トン)	5,976	5,919	5,872	5,881	5,951	5,712 ( -4.02% )
		1人当たりの排出量(kg/人)	149.73	148.50	146.41	147.30	147.49	137.43 ( -6.82% )
	再生利用量	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	7,819	7,921	7,969	8,021	8,198	7,939 ( -3.16% )
		直接資源化量(トン)	499 (6.38%)	489 (6.17%)	465 (5.84%)	451 (5.62%)	516 (6.29%)	713 ( 8.98% )
	エネルギー回収量	総資源化量(トン)	1,621 (19.43%)	1,834 (21.62%)	1,777 (20.91%)	1,755 (20.56%)	1,816 (20.88%)	1,924 ( 22.92% )
		エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh) (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	(2,354MWh) (3,531GJ)
	減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	6,306 (80.65%)	6,404 (80.85%)	6,502 (81.59%)	6,543 (81.57%)	6,638 (80.97%)	6,231 ( 78.49% )
	最終処分量	埋立最終処分量(トン)	416 (5.32%)	246 (3.11%)	218 (2.74%)	239 (2.98%)	244 (2.98%)	239 ( 3.01% )

注1) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。また、総排出量の目標欄の割合は平成30年度に対する増減割合

注2) 目標欄のエネルギー回収量は次期施設稼働後(令和11年度供用開始予定)の想定量。

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

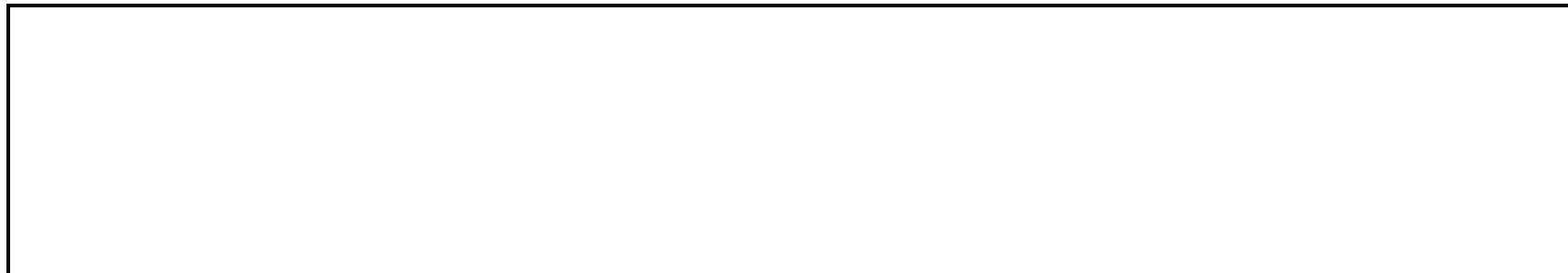
指標・単位 年	沼津 地域	排出量	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標 令和7年度
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
事業系 排出量	沼津 地域	事業系 総排出量(トン)	21,884	22,406	22,578	23,047	23,504	23,191 ( -1.33% )
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.75	1.85	1.92	1.95	1.99	1.96 ( -1.51% )
		生活系 総排出量(トン)	46,681	46,103	45,126	45,121	45,019	41,988 ( -6.73% )
		1人当たりの排出量(kg/人)	176.32	175.85	174.02	175.28	176.55	171.98 ( -2.59% )
		合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	68,565	68,509	67,704	68,168	68,523	65,179 ( -4.88% )
再生利用量	沼津 地域	直接資源化量(トン)	5,625 (8.20%)	5,528 (8.07%)	5,183 (7.66%)	5,457 (8.01%)	5,006 (7.31%)	4,913 ( 7.54% )
		総資源化量(トン)	17,012 (23.88%)	18,169 (25.63%)	17,368 (24.88%)	17,224 (24.55%)	16,274 (23.12%)	15,705 ( 23.48% )
エネルギー回収量	沼津 地域	(年間の発電電力量 MWh) エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	(22,000MWh) (33,000GJ)
		減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	51,472 (75.07%)	51,616 (75.34%)	51,380 (75.89%)	51,878 (76.10%)	53,085 (77.47%)
最終処分量		埋立最終処分量(トン)	2,743 (4.00%)	1,115 (1.63%)	1,072 (1.58%)	1,058 (1.55%)	1,034 (1.51%)	958 ( 1.47% )

注1)端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。また、総排出量の目標欄の割合は平成30年度に対する増減割合

注2)目標欄のエネルギー回収量は次期施設稼働後(令和11年度供用開始予定)の想定量。

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容



## 樣式1

## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

### 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

### (1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	沼津市清掃プラント	沼津市	全連続式ストーカ炉	300(t/日)	S51.11	R11.10	R12.4	浸水想定無し	
リサイクル施設	沼津市中継・中間処理施設	沼津市	選別・圧縮	43(t/日)	H11.1	R5.3	R5.4	浸水想定無し	
リサイクル施設	沼津市資源ごみ中間処理場	沼津市	選別・圧縮	4(t/日)	S54.4	R3.9	R3.10	浸水想定無し	
し尿・浄化槽汚泥処理施設	沼津市衛生プラント	沼津市	し尿・浄化槽汚泥処理	158(kL/日)	H16.9	—	—	(浸水深1m)電気室等を2階に設置している。周辺道路の浸水により、施設へし尿等が搬入不可となった場合は、周辺自治体へ処理を依頼することを想定。	
最終処分施設	植田最終処分場	沼津市	埋立処分	211,000(m <sup>3</sup> )	H15.5	—	—	(浸水深1m)埋立処分はほとんど行っていないが、その他のごみの積替え場所としても使用しているため、周辺道路が冠水した場合には、市内で別の用地を確保することを想定。	

## (2) 更新(改良)・新設施設リスト

#### 4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
総人口		201,804	199,901	198,124	196,530	195,039	185,016
沼津市	公共下水道	汚水衛生処理人口	100,161	100,996	101,603	101,978	102,278
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	49.6%	50.5%	51.3%	51.9%	52.4%
	集落排水施設等	汚水衛生処理人口	277	266	253	240	231
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	49,039	49,813	50,400	49,169	48,728	50,267
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	24.3%	24.9%	25.4%	25.0%	25.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	52,327	48,826	45,868	45,143	43,802	18,553

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
総人口		32,585	32,484	32,690	32,606	32,510	31,958
清水町	公共下水道	汚水衛生処理人口	19,133	19,572	18,432	18,958	19,549
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	58.7%	60.3%	56.4%	58.1%	60.1%
	集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	2,606	2,474	2,955	2,832	2,514	1,477
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	8.0%	7.6%	9.0%	8.7%	7.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	10,846	10,438	11,303	10,816	10,447	5,202

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
総人口		234,389	232,385	230,814	229,136	227,549	216,974
沼津地域	公共下水道	汚水衛生処理人口	119,294	120,568	120,035	120,936	121,827
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	50.9%	51.9%	52.0%	52.8%	53.5%
	集落排水施設等	汚水衛生処理人口	277	266	253	240	231
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	51,645	52,287	53,355	52,001	51,242	51,744
		汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	22.0%	22.5%	23.1%	22.7%	22.5%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	63,173	59,264	57,171	55,959	54,249	23,755

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

5 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 別	事 業 主 体	現 有 施 設 の 内 容			整 備 予 定 基 数 の 内 容			備 考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	沼津市	52	475	H15.4	106	582	R6年度末	

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名	規 模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考	
				単位	開始	終了	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			
○エネルギー回収等に関する事業							1,032,375	0	0	0	143,376	888,999	316,348	0	0	0	33,263	283,085	
(仮称)沼津市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	1	沼津市	210	t/日	R5	R6	1,032,375	0	0	0	143,376	888,999	316,348	0	0	0	33,263	283,085	全体事業 R5～R11 第二期～ 第三期地 域計画実 施予定
○マテリアルリサイクル等に関する事業							234,031	0	0	0	32,502	201,529	71,713	0	0	0	7,540	64,173	
(仮称)沼津市リサイクル施設整備事業	2	沼津市	15	t/日	R5	R6	234,031	0	0	0	32,502	201,529	71,713	0	0	0	7,540	64,173	全体事業 R5～R11 第二期～ 第三期地 域計画実 施予定
○浄化槽に関する事業							50,642	3,724	8,168	12,078	13,336	13,336	50,526	3,680	8,156	12,018	13,336	13,336	
浄化槽設置整備	3	沼津市	106	基	R2	R6	50,642	3,724	8,168	12,078	13,336	13,336	50,526	3,680	8,156	12,018	13,336	13,336	沼津市
○施設整備に関する計画支援事業							167,167	12,529	38,951	74,767	25,476	15,444	133,543	12,529	21,615	58,479	25,476	15,444	
(仮称)沼津市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に係る計画支援事業	1	沼津市			R2	R6	167,167	12,529	38,951	74,767	25,476	15,444	133,543	12,529	21,615	58,479	25,476	15,444	第二期 地域計画 実施
(仮称)沼津市リサイクル施設整備事業(事業番号2)に係る計画支援事業	2	沼津市			R2	R6	167,167	12,529	38,951	74,767	25,476	15,444	133,543	12,529	21,615	58,479	25,476	15,444	第二期 地域計画 実施
合 計							1,484,215	16,253	47,119	86,845	214,690	1,119,308	572,130	16,209	29,771	70,497	79,615	376,038	

※1 事業番号については、計画本文3(3)の表等に示す事業番号と一致させること。

※2 実施しない事業の欄は削除しても構わない。

※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	沼津市
(2) 施設名称	(仮称) 沼津市リサイクル施設
(3) 工期	令和5年度～令和11年度（第二期～第三期計画にて実施予定）
(4) 施設規模	処理能力 15t／日
(5) 処理方式	圧縮・選別・梱包
(6) 地域計画内の役割	収集したペットボトル、ビン、缶類等を受け入れ、資源化を行う
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

## 「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	
-------------	--

## 「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<del>①分別収集回収拠点の整備</del> <del>・ごみの分別収集・処理方法</del> <del>・ごみ容器の種類・設置基數</del> <del>・建築物の構造</del> <del>②小規模ストックヤードの整備</del> <del>・施設規模</del> <del>・ストック対象物</del> <del>③簡易プレス機の整備</del> <del>・処理方法</del> <del>・処理能力</del> <del>・設置場所</del> <del>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備</del> <del>・導入台数（積載量）</del> <del>・運行計画</del>
----------------------	--

## 「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	234,031千円（全体：未定（第三期計画にて確定予定）） うち、交付対象事業費 71,713千円（全体：未定（第三期計画にて確定予定））
------------	--

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	沼津市
(2) 施設名称	(仮称) エネルギー回収型廃棄物処理施設
(3) 工期	令和5年度～令和11年度（第二期～第三期計画にて実施予定）
(4) 施設規模	処理能力 210t／日 (105t／日 × 2炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 20.6%) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱利用率 2.4%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	既存焼却施設の老朽化への対応、処理の集約、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進等
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 無

## 「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

## 「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	$kWh/ごみ t$
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	1,032,375千円（全体：未定（第三期計画にて確定予定）） うち、交付対象事業費 316,348千円（全体：未定（第三期計画にて確定予定））
------------	---

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	沼津市			
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業			
(3) 事業の実施目的及び内容	各種生活排水対策を実施して水質浄化を図り、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の設置を推進する。			
(4) 事業期間	令和2年度～令和6年度			
(5) 事業対象地域の要件	人口			
(6) 事業計画額	交付対象事業費 50,526 千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0 千円			

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基數 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	86 基( 430 人分)	40,462 千円	39,466 千円	39,452 千円
6～7人槽	16 基( 112 人分)	9,084 千円	8,550 千円	8,492 千円
8～10人槽	4 基( 40 人分)	2,582 千円	2,626 千円	2,582 千円
11～20人槽	基( 人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基( 人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基( 人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基( 人分)	千円	千円	千円
宅内配管費	35 基	10,500 千円	10,040 千円	10,040 千円
撤去費	36 基	3,960 千円	3,978 千円	3,862 千円
雨水貯留槽等再利用	0 基			
改築費(災害)	0 基			
改築費(長寿命化)	0 基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費	0		
	計画策定調査費	0		
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費	0		
合 計	106 基( 582 人分) ※基數の合計には宅内配管費、撤去費、改築費を除く	52,128 千円	50,642 千円	50,526 千円

## 計画支援概要

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	沼津市		
(2) 事業目的	<u>エネルギー回収型廃棄物処理施設整備</u> のため		
(3) 事業名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る計画支援事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る計画支援事業	
(4) 事業期間	平成 26 年度～平成 31 年度	令和 2 年度～令和 6 年度	
(5) 事業概要	新規エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備に当たり、測量・地質調査、環境アセスメント調査、PFI導入可能性調査、施設整備基本計画策定	基本設計、法対策調査、土壤汚染調査、敷地造成計画、整備エリア基本コンセプト等検討業務、発注支援業務等	
(6) 事業計画額	35,142千円	167,167千円 うち、交付対象事業費 133,543千円  ※リサイクル施設整備のための計画支援事業費を含む。	

## 計画支援概要

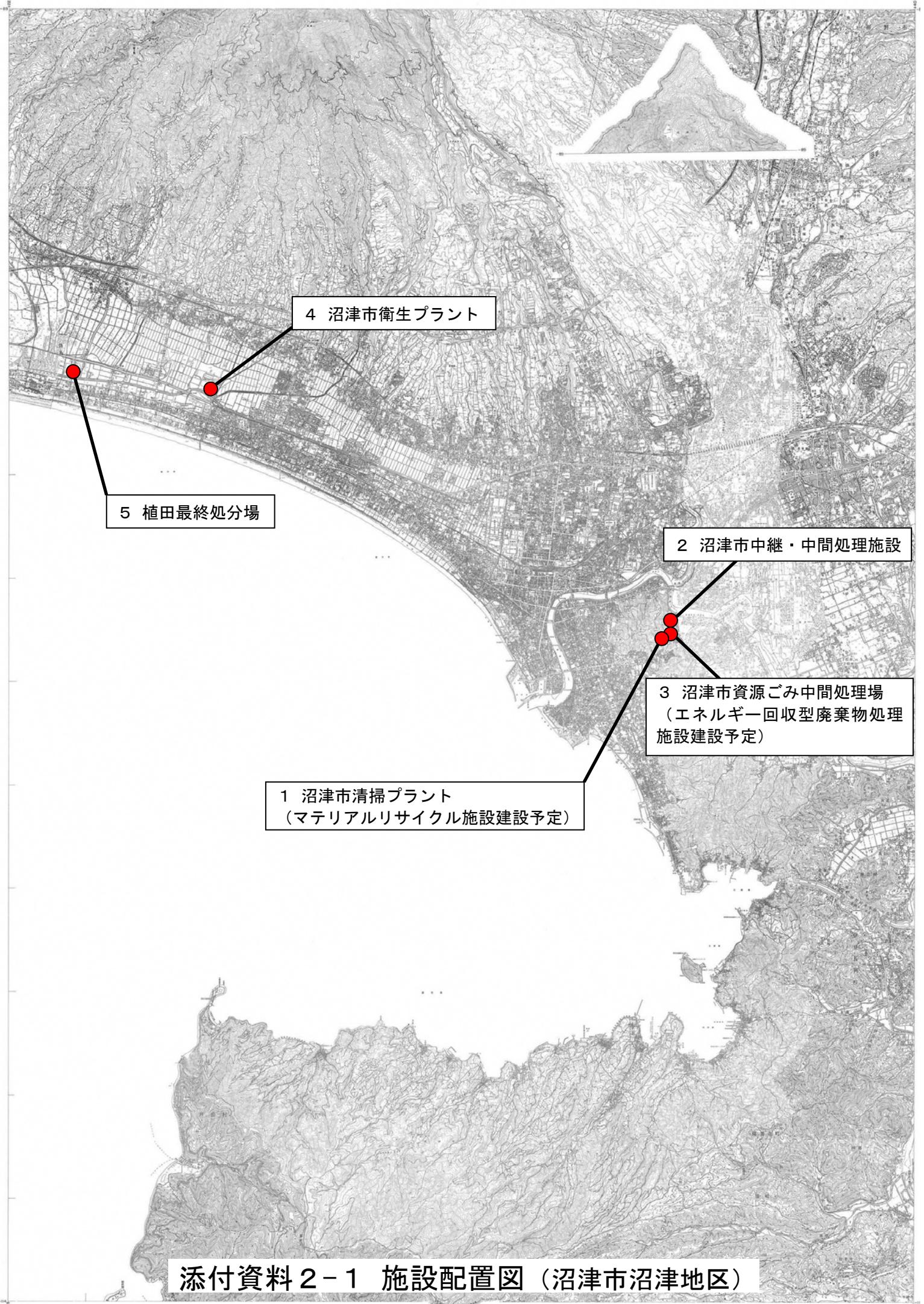
都道府県名 静岡県

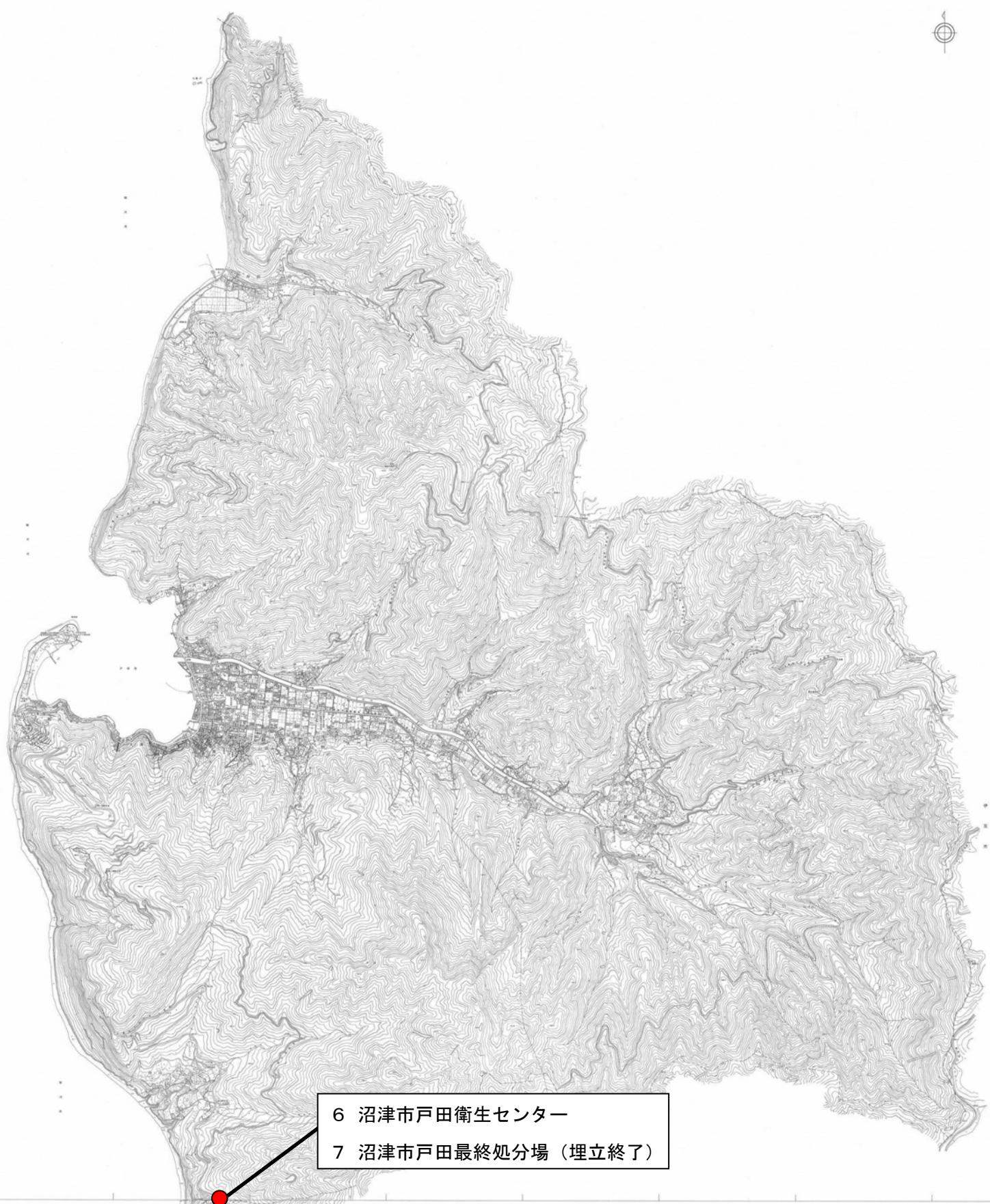
(1) 事業主体名	沼津市		
(2) 事業目的	(仮称) 沼津市リサイクル施設整備のため		
(3) 事業名称	(仮称) 沼津市リサイクル施設整備事業に係る計画支援事業		
(4) 事業期間	令和2年度～令和6年度		
(5) 事業概要	基本設計、法面対策調査、土壤汚染調査、敷地造成計画、整備エリア基本コンセプト等検討業務、発注支援業務等		

(6) 事業計画額	167,167千円 うち、交付対象事業費 133,543千円  ※エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のための計画支援事業費を含む。		
-----------	---	--	--

添付資料1 現有処理施設の概要（令和元年10月31日現在）

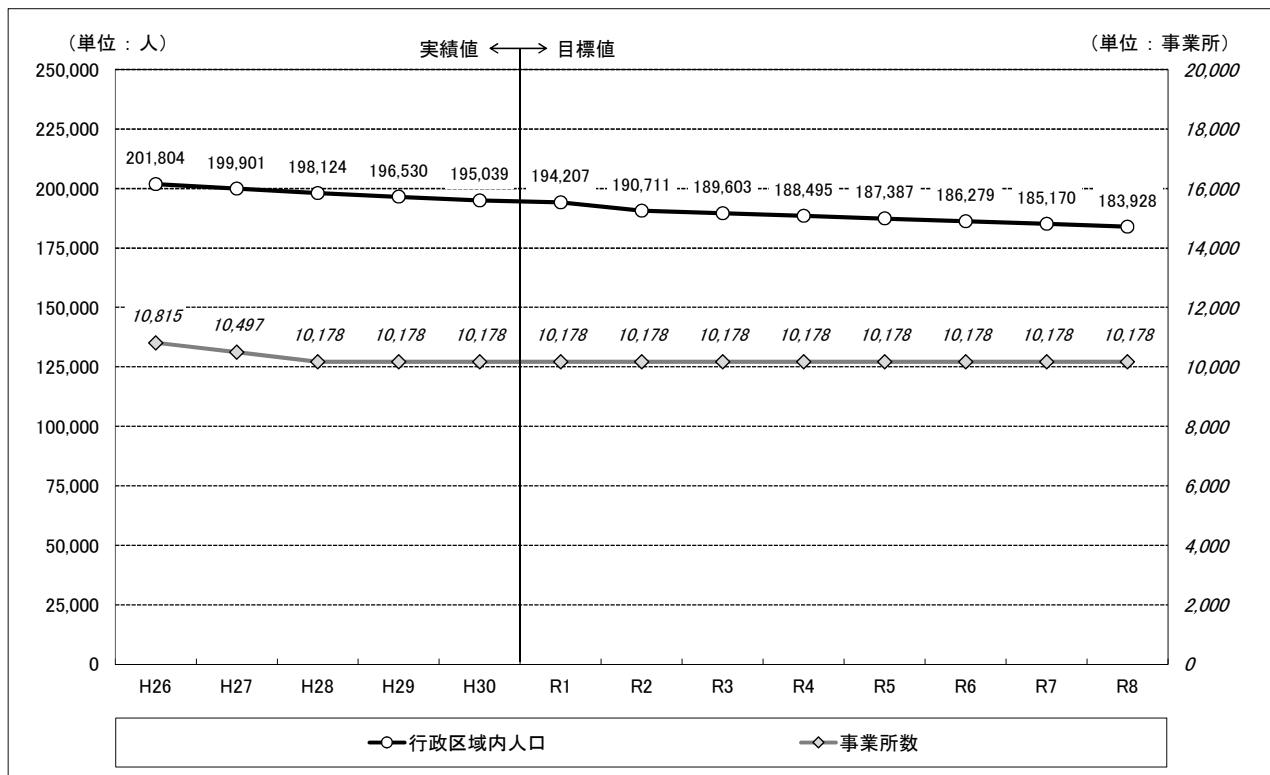
番号	施設名称	種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年月	備考
1	沼津市清掃プラント	中間処理施設 全連続燃焼式ストーカー炉	可燃ごみ	300t／日 (150t/24h × 2炉)	沼津市上香貫三ノ洞2417-1	昭和51年11月	ダイオキシン類削減 対策改良工事 (平成14年3月完了) 浸水想定区域なし
2	沼津市中継・中間処理施設	中間処理施設 資源化処理設備	プラスチック容器包装、 ペットボトル	43t／日 (43t/5h)	沼津市山ヶ下町2410-1	平成11年1月	浸水想定区域なし
3	沼津市資源ごみ中間処理場	中間処理施設 資源化処理設備	缶類、びん類、 金属類、乾電池類	4t／日 (4t/5h)	沼津市上香貫二ノ洞2416-1	昭和54年4月	浸水想定区域なし
4	沼津市衛生プラント	し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	158kL／日	沼津市原字女鹿塚2948-1	平成16年9月	電気室等を 2階に設置
5	植田最終処分場	最終処分場	焼却灰、不燃残さ	埋立容量:39,719m <sup>3</sup> 埋立面積:15,200m <sup>2</sup> 水処理施設:120m <sup>3</sup> /日	沼津市植田281-11	平成15年5月	駐車場等が浸水想定
6	沼津市戸田衛生センター	し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	12kL／日	沼津市戸田字磯辺崎3861-1	昭和45年10月	浸水想定区域なし
7	沼津市戸田最終処分場	最終処分場	不燃ごみ	埋立容量:9,000m <sup>3</sup> 埋立面積:2,000m <sup>2</sup>	沼津市戸田字磯辺崎3861-1	昭和54年9月	埋立終了 浸水想定区域なし



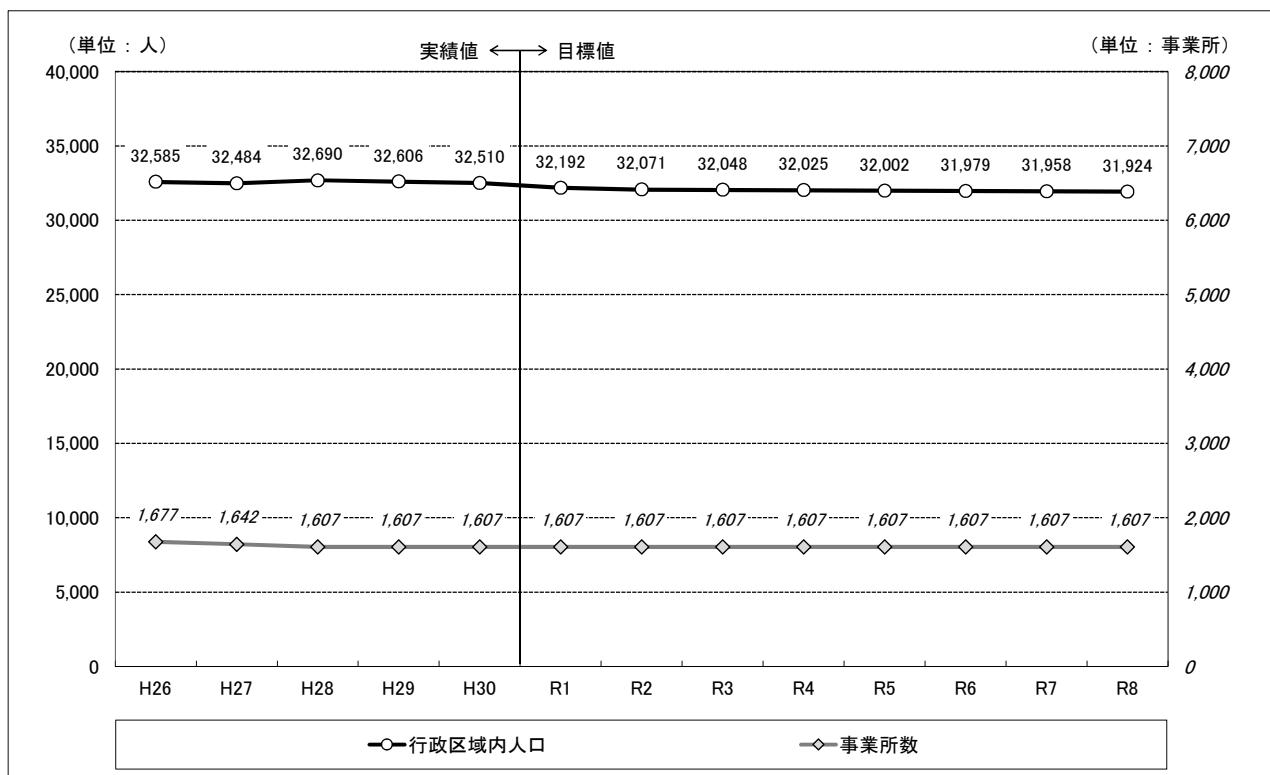


添付資料 2-2 施設配置図（沼津市戸田地区）

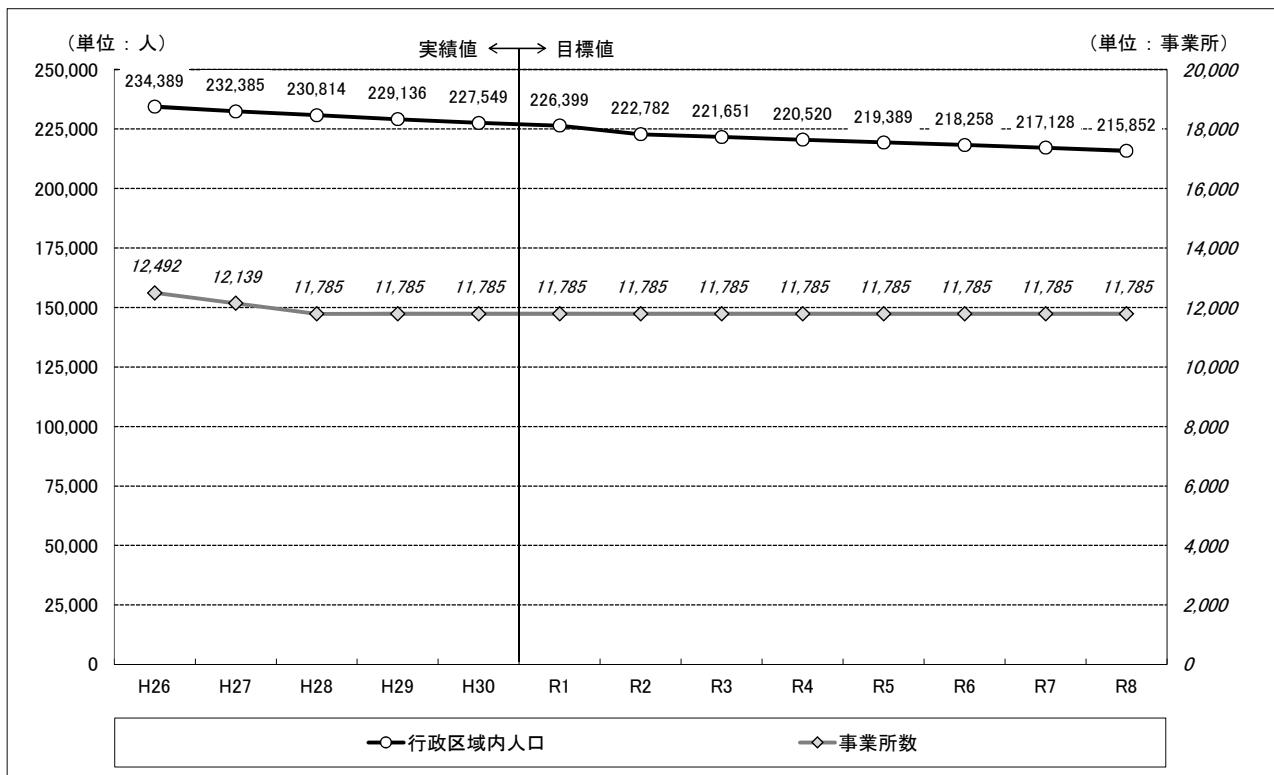
添付資料 3-1 行政区域内人口及び事業所数のトレンドグラフ（沼津市）



添付資料 3-2 行政区域内人口及び事業所数のトレンドグラフ（清水町）

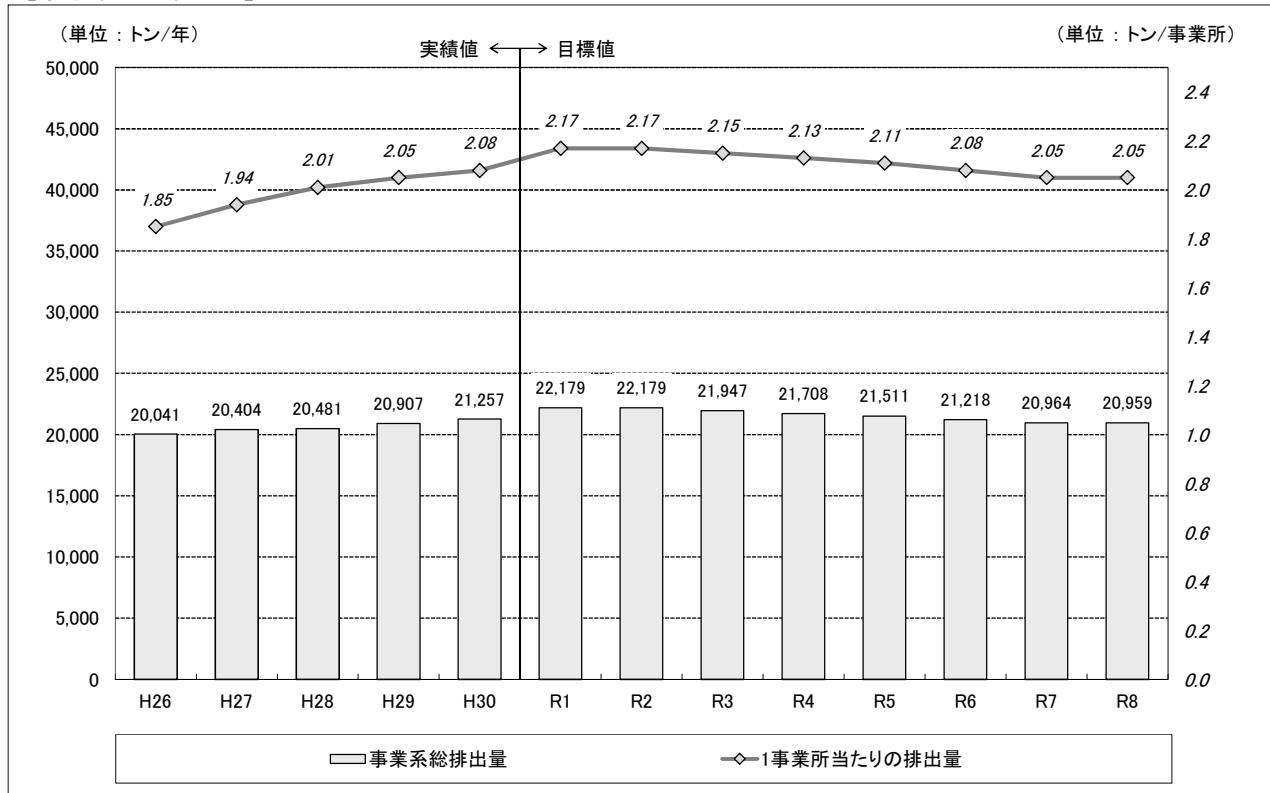


添付資料3-3 行政区域内人口及び事業所数のトレンドグラフ（沼津地域）

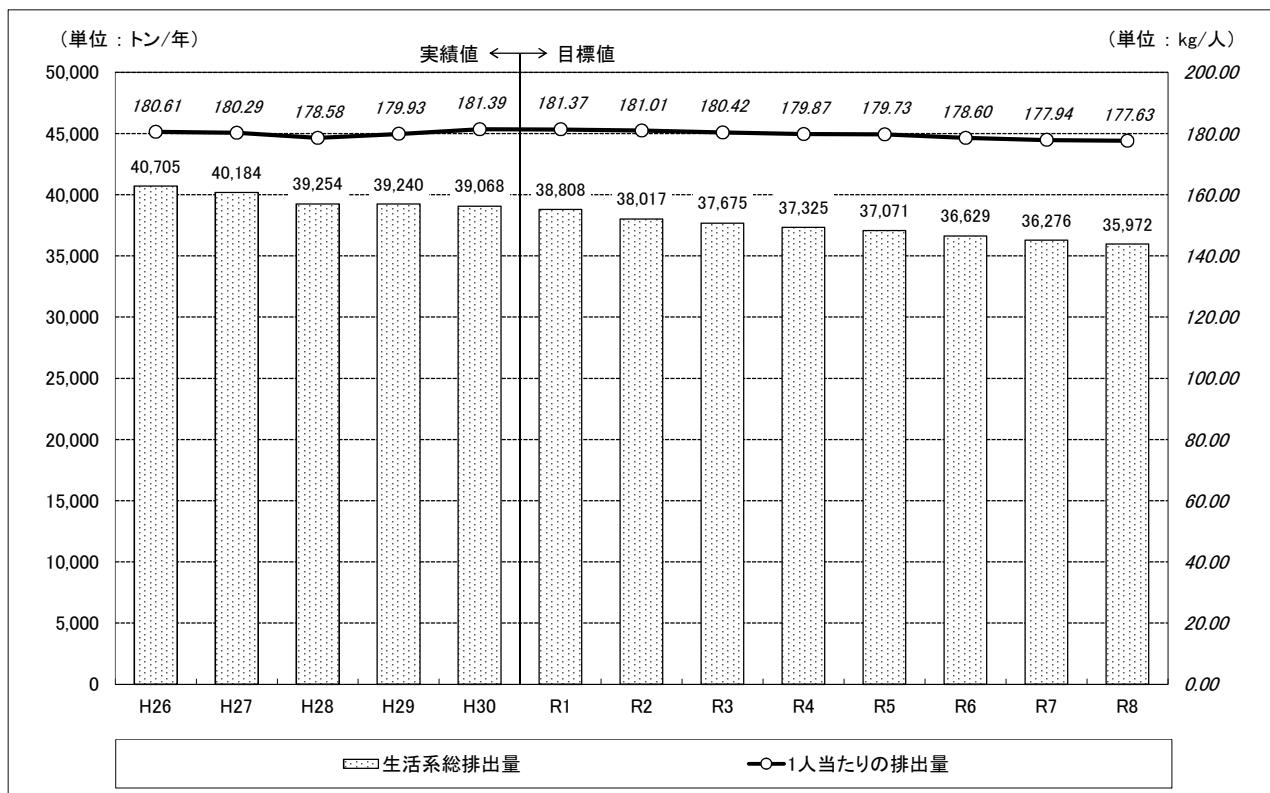


添付資料 4-1 ごみ排出量のトレンドグラフ（沼津市）

【事業系ごみ排出量】

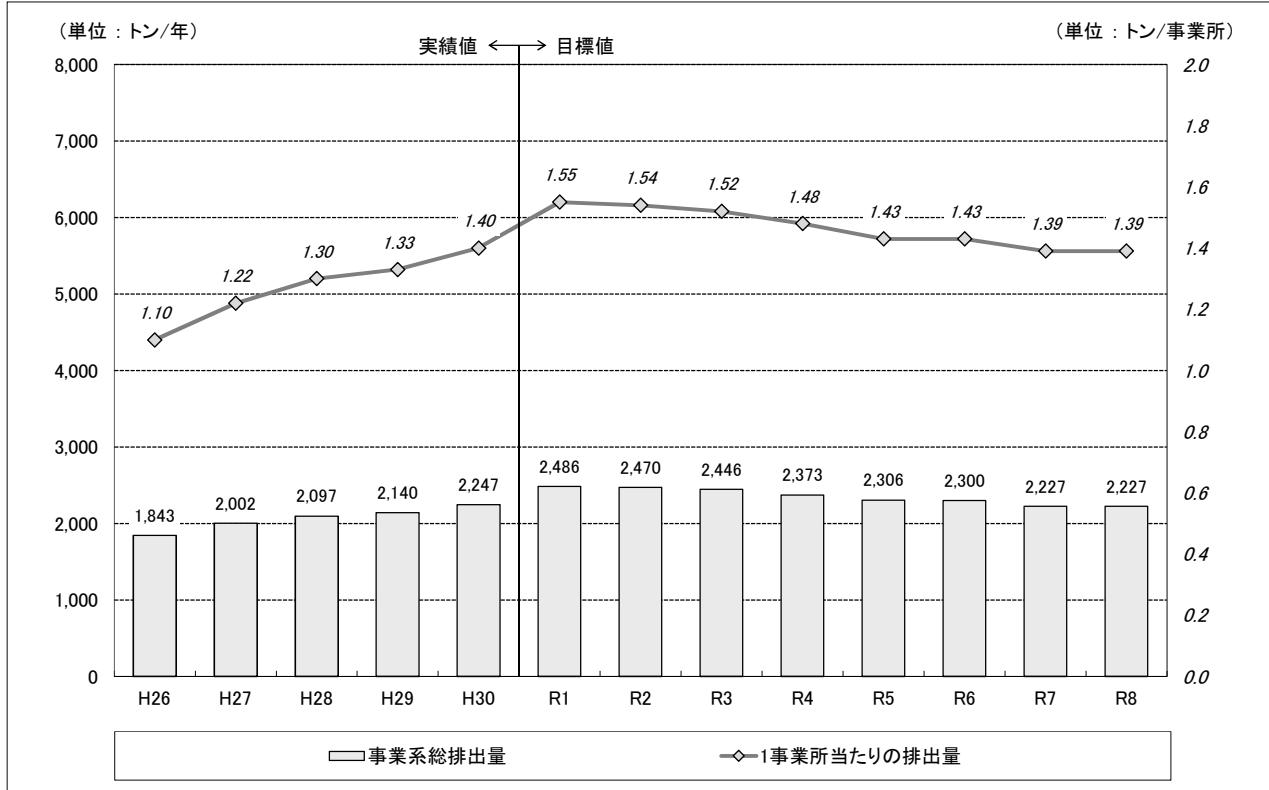


【生活系ごみ排出量】

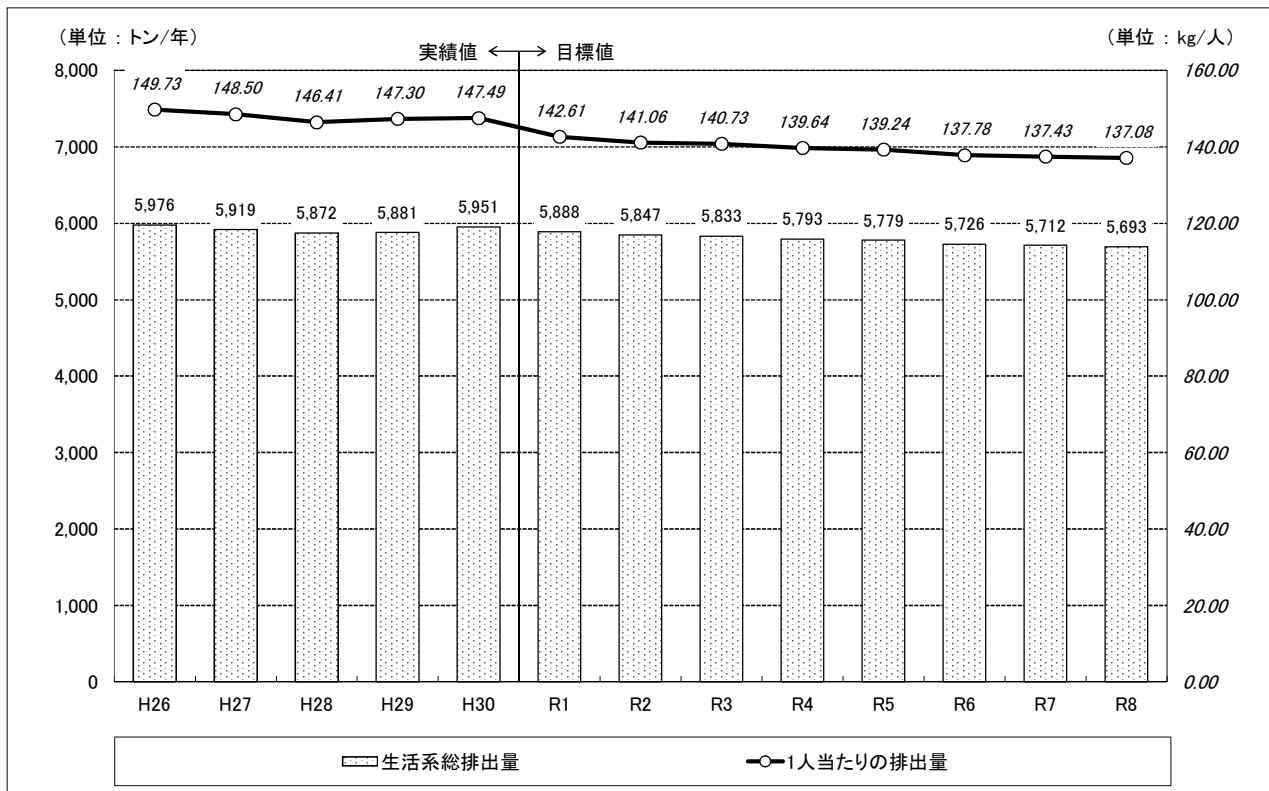


添付資料 4-2 ごみ排出量のトレンドグラフ（清水町）

【事業系ごみ排出量】

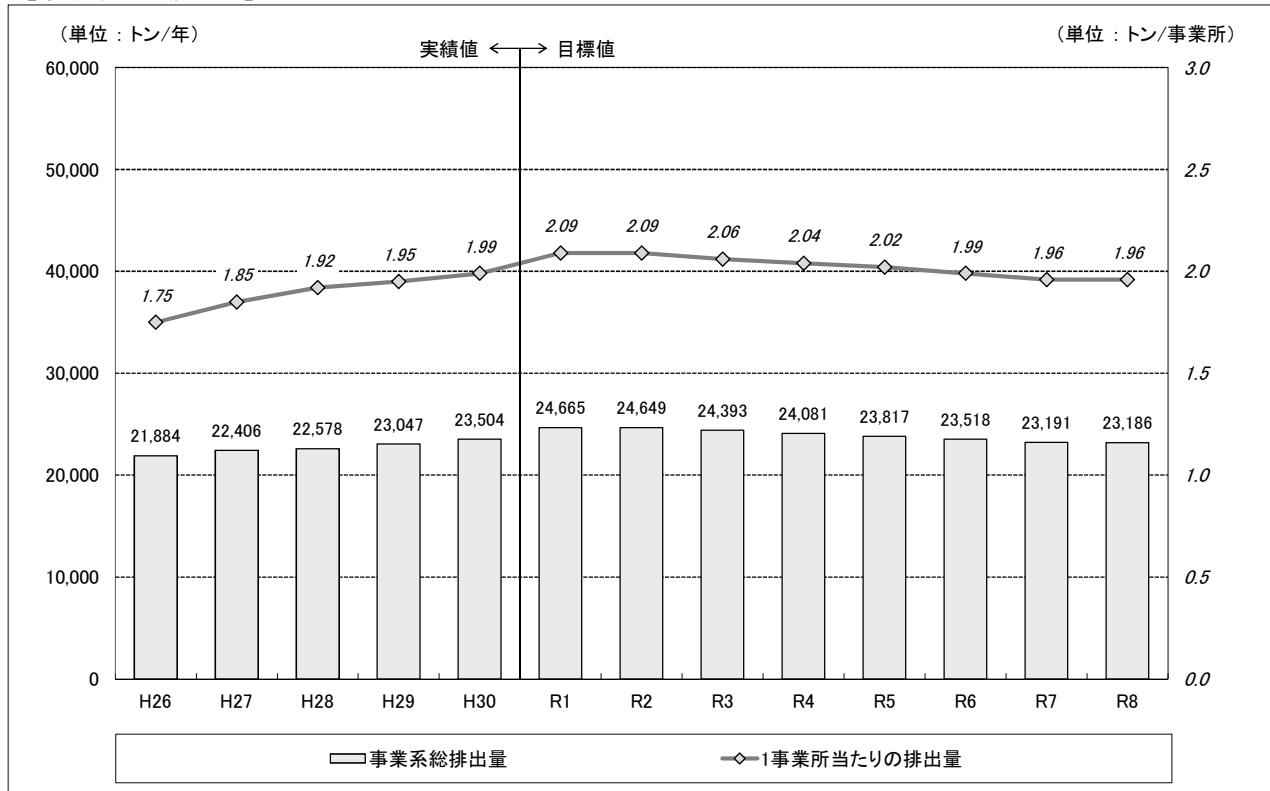


【生活系ごみ排出量】

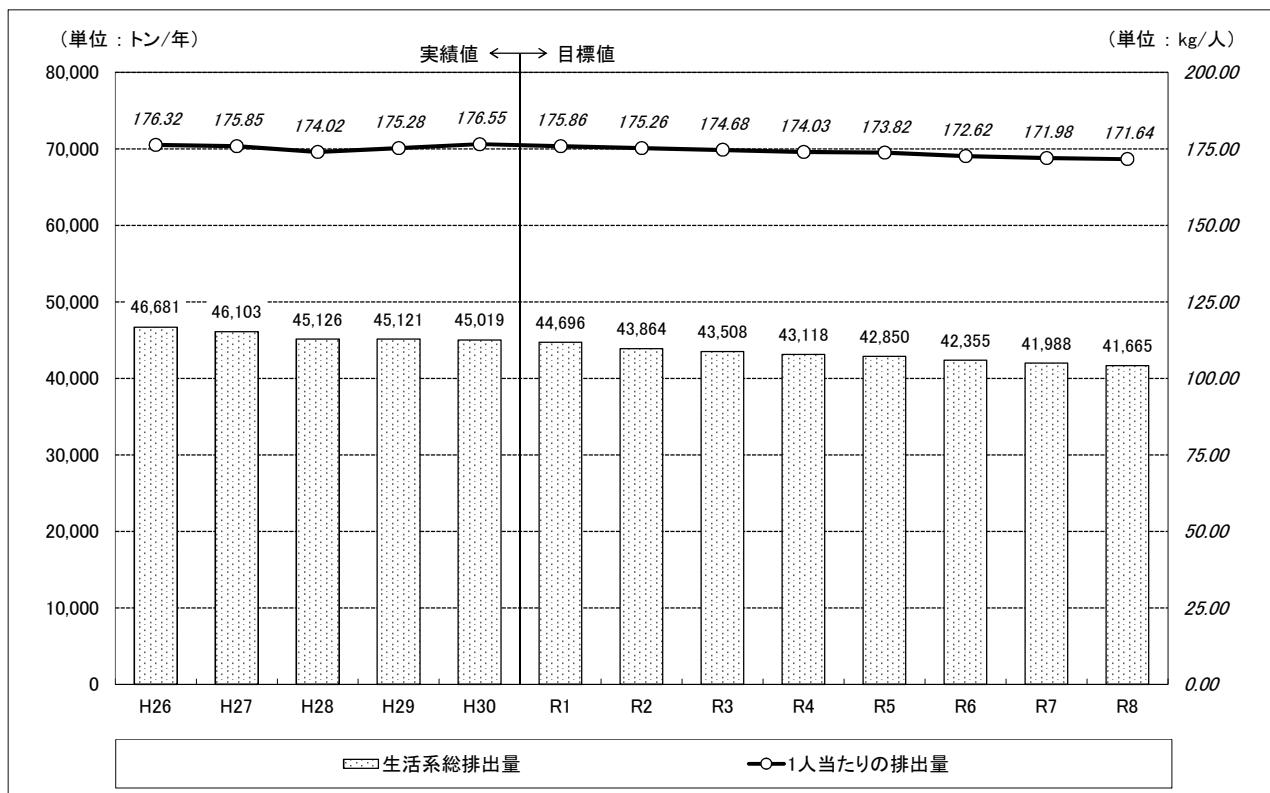


添付資料 4-3 ごみ排出量のトレンドグラフ（沼津地域）

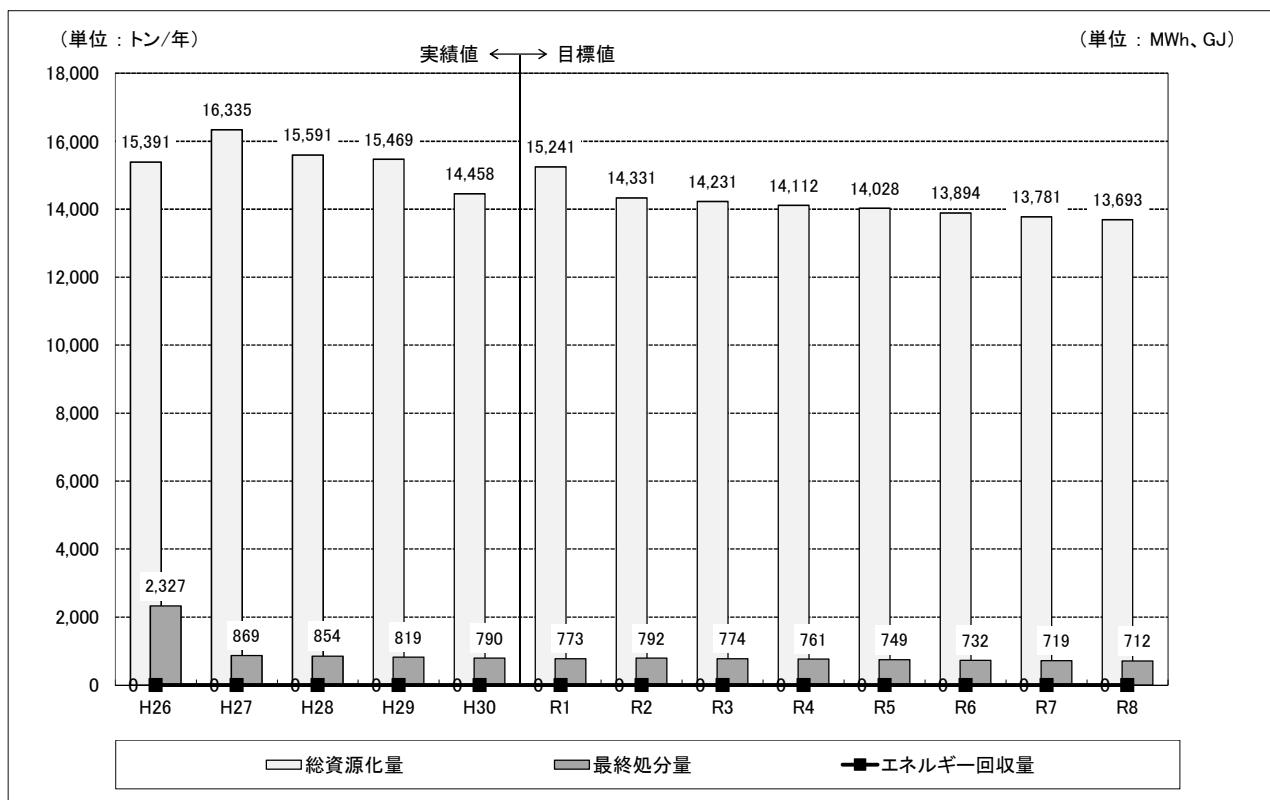
【事業系ごみ排出量】



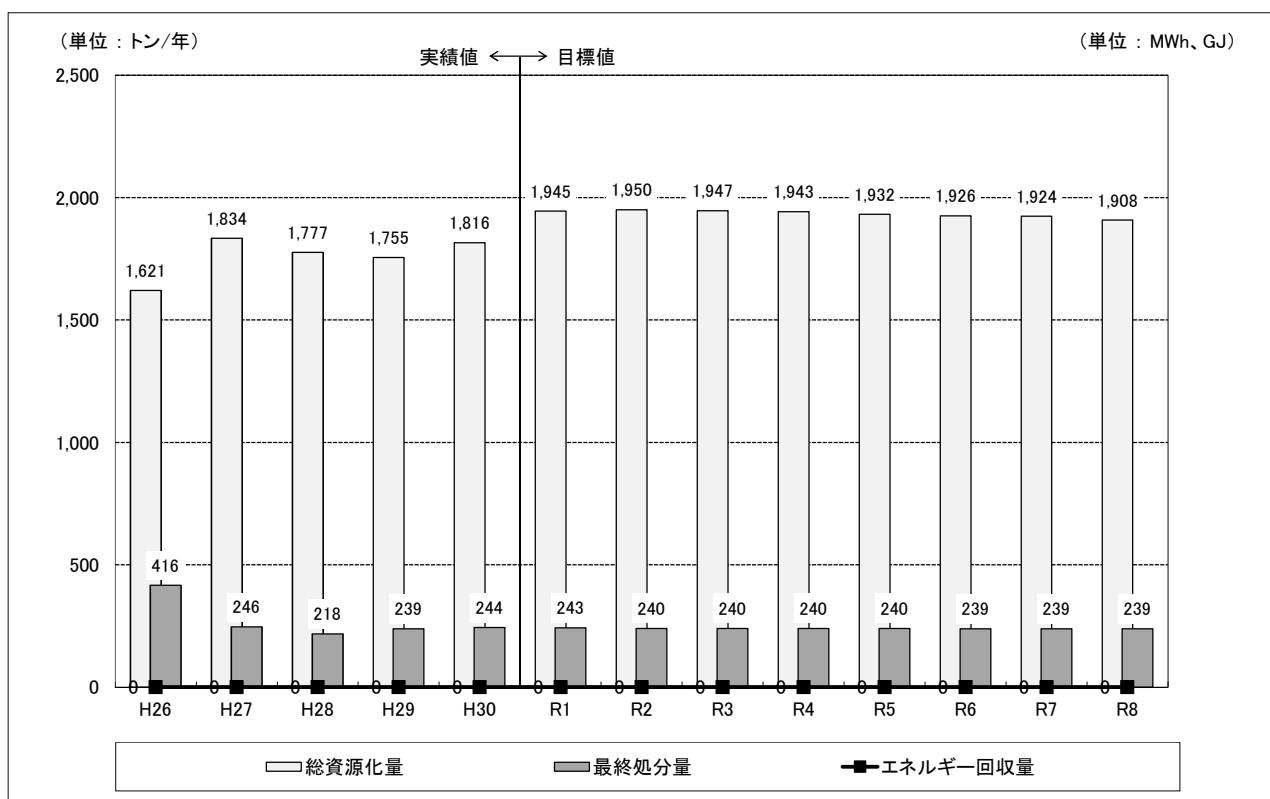
【生活系ごみ排出量】



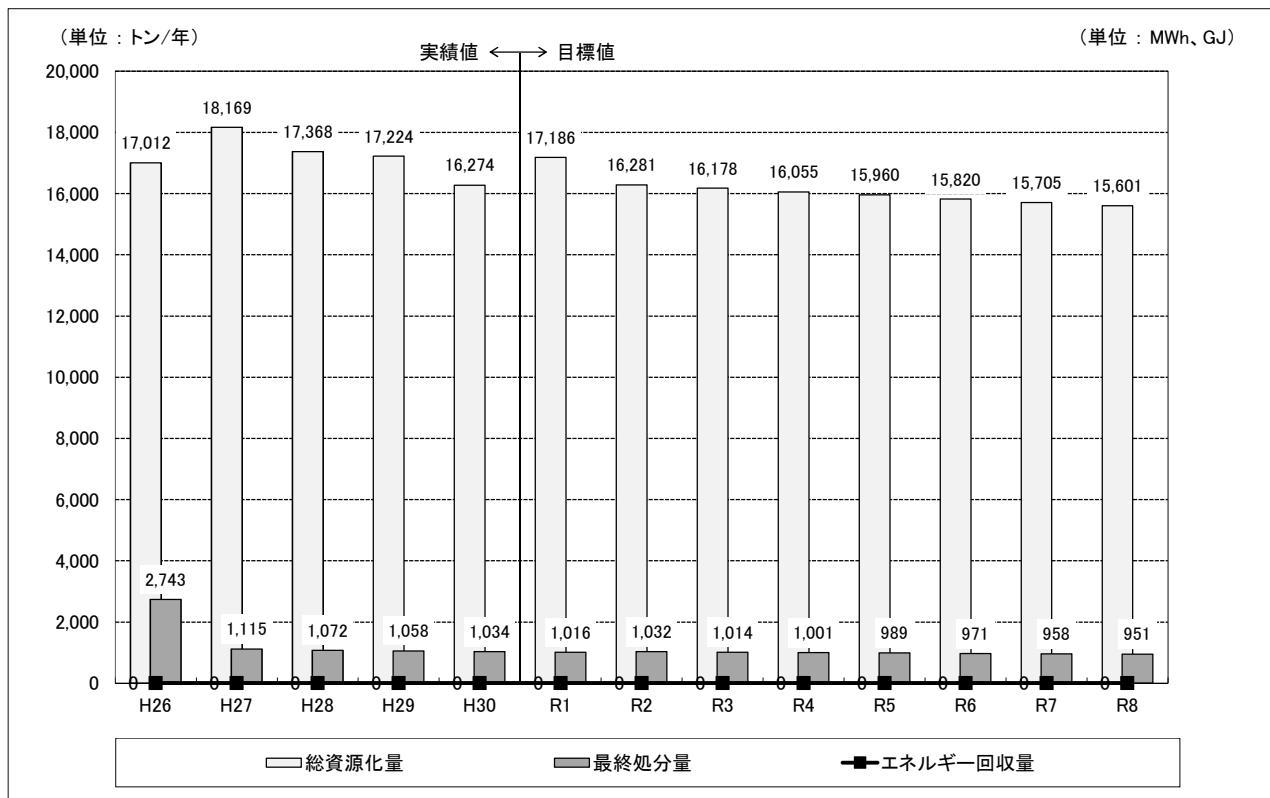
添付資料 5-1 総資源化量・最終処分量等のトレンドグラフ（沼津市）



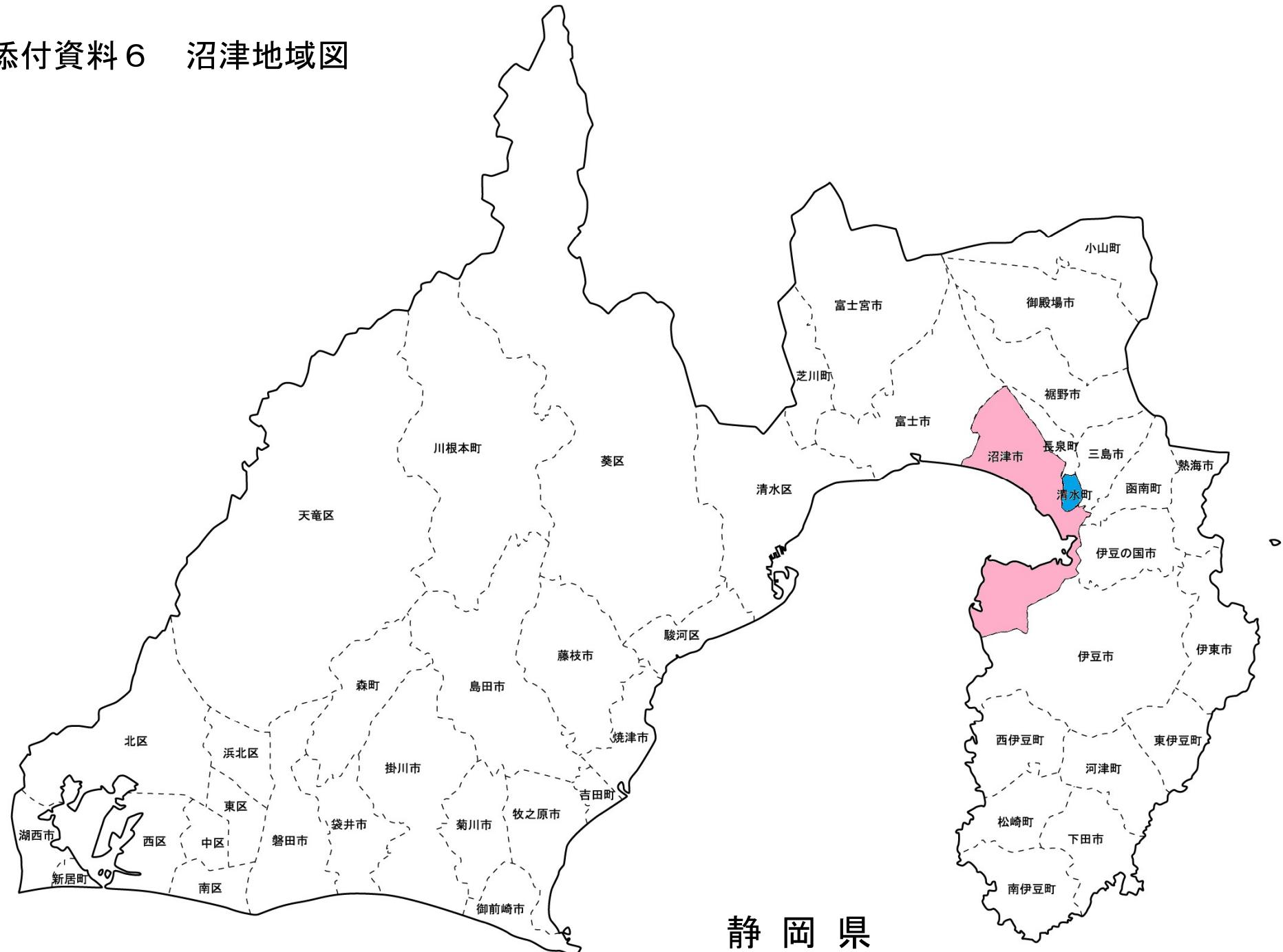
添付資料 5-2 総資源化量・最終処分量等のトレンドグラフ（清水町）



添付資料 5-3 総資源化量・最終処分量等のトレンドグラフ（沼津地域）



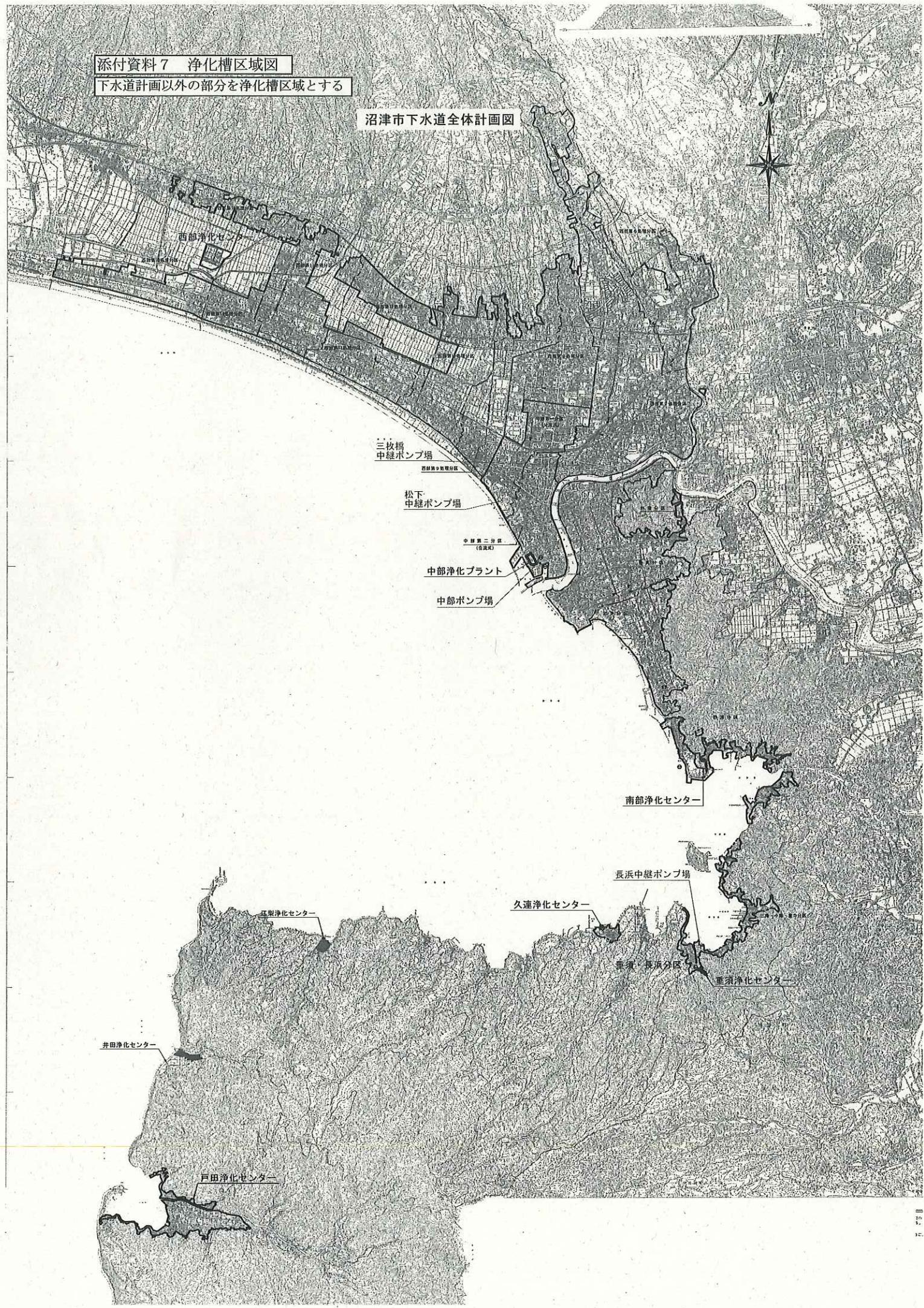
## 添付資料6 沼津地域図



添付資料7 凈化槽区域図

下水道計画以外の部分を浄化槽区域とする

沼津市下水道全体計画図

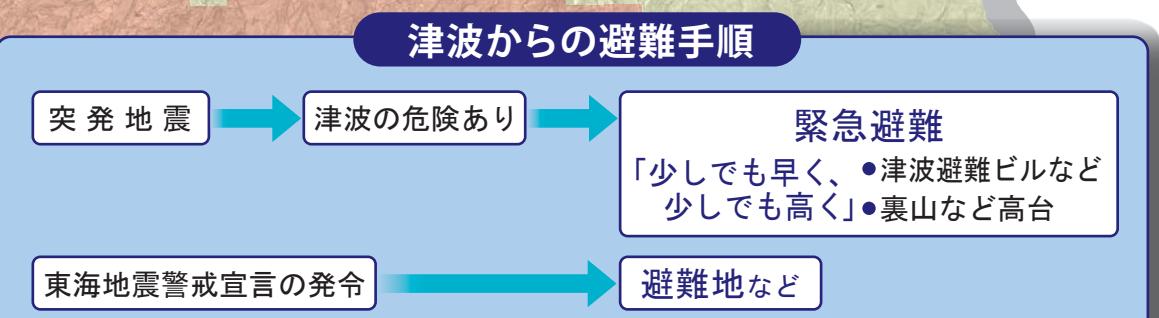




凡 例	
第4次地震被害想定推定津波浸水域の境界	※1
津波避難訓練対象区域の境界	※2
● 施設名 避難地・避難所	
○ 施設名 避難地	詳しくは下部を参照して下さい。
○ 施設名 避難所	
4.3m 推定津波高(第4次地震被害想定)	
海岸堤防	
17.0 海岸堤防・河川堤防高(m)	
4.0 海抜(m)	
0.5km 海岸との距離	

凡 例	
想定される地震の震度	
震度 5 弱	
震度 5 強	
震度 6 弱	
震度 6 強	

※1、※2は裏面参照

**!**避難地****

津波危険地域や山・崖崩れ危険地域の方が、警戒宣言発令時に、自分の身を守るためにあらかじめ避難を行うための場所で、グラウンドなど屋外の広い場所を指定しています。避難地には防災倉庫があり、市の職員が配置されます。

なお、地震発生までに時間的余裕がある場合には、津波からの避難のため、さらに沿岸から離れた避難地等へ逃げることが重要となります。

突発地震にともなう津波からの緊急避難は、津波避難ビルや津波避難路等を利用して「少しでも早く、少しでも高いところ」へ逃げて下さい。

**!**避難所****

地震や津波などの災害発生後、自宅が被災し生活することができない人が避難生活をする場所で、主に学校等の公共施設になり、基本的に避難地と一体となります。運営は自主防災組織が中心となり、生活の場を提供するほか、給食、給水、情報の提供などの機能があります。

● このマップは、静岡県第4次地震被害想定における最大の震度分布(250mメッシュ)を基にしています。裏面には「液状化」に関する情報を掲載しています。

■ 最新の情報は市ホームページ <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/>「危機管理情報」を参照下さい。



保存版

## 県第4次地震被害想定

# 液状化 ハザードマップ

# 全市版

## 凡 例

## 第4次地震被害想定 推定津波浸水域の境界

## 津波避難訓練対象区域の境界

## 凡 例

## 陸域での液状化危険度

大 中 小

※色が付いていない場所

が「ない」及び「対象外」  
※陸域にかかるメッシュが小さい場合、海域  
を含むメッシュを表示しています

## 地盤の液状化現象に対する留意点

この地図は、静岡県第4次地震被害想定における液状化危険度を示しています。

「液状化」とは、地震により地盤が一時的に液体のようになる現象のことです。海岸の埋立地や河川沿いなど、砂質地盤に加え、地下水位の高い場所で発生しやすく、地中からの泥水の噴出や地盤の沈下によって建物が傾いたり、転倒する恐れがあります。

液状化現象は、隣接する土地でも地震の規模や揺れ方などにより被害の現れ方が異なるため、この地図では危険度を「大」「中」「小」で表記しています。

現在お住まいの土地の地盤を、より詳しく知るためには、「静岡県統合基盤地理情報システム(GIS)」(<http://www.gis.pref.shizuoka.jp>)などを参考にご自身で確認していただく必要があります。また、新たに建物を建築する前には地質調査等を十分に行って下さい。



## ハザードマップの表示区域について

※1 第4次地震被害想定推定津波浸水域  
静岡県が南海トラフ沿いで発生する地震に備え策定した第4次地震被害想定で、津波が浸水すると推定される最大の区域。

※2 津波避難訓練対象区域  
東日本大震災後の平成23年度に、沼津市でこれまで最も大きな被害を受けた安政東海地震(1854年)の津波浸水域を含む単位自治会の区域を「津波避難訓練対象区域」と定め、津波対策や津波避難訓練に取り組みます。

## ■津波避難訓練対象区域の自治会

連合自治会	「津波避難訓練対象区域」の自治会
第二地区北	本町一丁目、本町二丁目
第二地区	下河原西町、下河原南部、下河原東部、千本常盤町、旭町、千本緑町、宮町、幸町、港湾区、下河原団地
千本地区	市道町、松下町、東間門、西浜町
第三地区下香貫[一部]	西村町、宮本町、神明町、馬場町、第二宮脇、石原、楊原、塩満、西木の宮、東桃郷、二瀬川町、藤井原
第三地区中	塩場、島郷、牛臥、八間町、東八間町、西島町、三貫地
第三地区我入道	江川町、東町、一本松町、津島町、浜町、林町、稻荷町、秋葉町、南条寺町
第四地区東[一部]	住吉町、南本郷町西、玉江町
第四地区西	御幸町、三園町、市場町、通吉田町、吉田町、永代川瀬町、榎島北町
静浦地区	志下、馬込、獅子浜、江浦、多比、口野
内浦地区	重寺、小海、三津、長浜、重須
西浦地区[一部]	木負、久連、平沢、立保、古宇、足保、久料、江梨
豆田地区[一部]	鬼川、小豆島、大豆島、一色、入浜、口南、奥南、大浦、御浜、小山田、井田

- このマップは、静岡県第4次地震被害想定における液状化可能性分布（250mメッシュ）を基にしています。裏面には「地震・津波」に関する情報を掲載しています。

■最新の情報は市ホームページ <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/> 「危機管理情報」を参照下さい。また、ハザードマップについてのお問い合わせは、「沼津市危機管理課 055-934-4803」までお願いします。



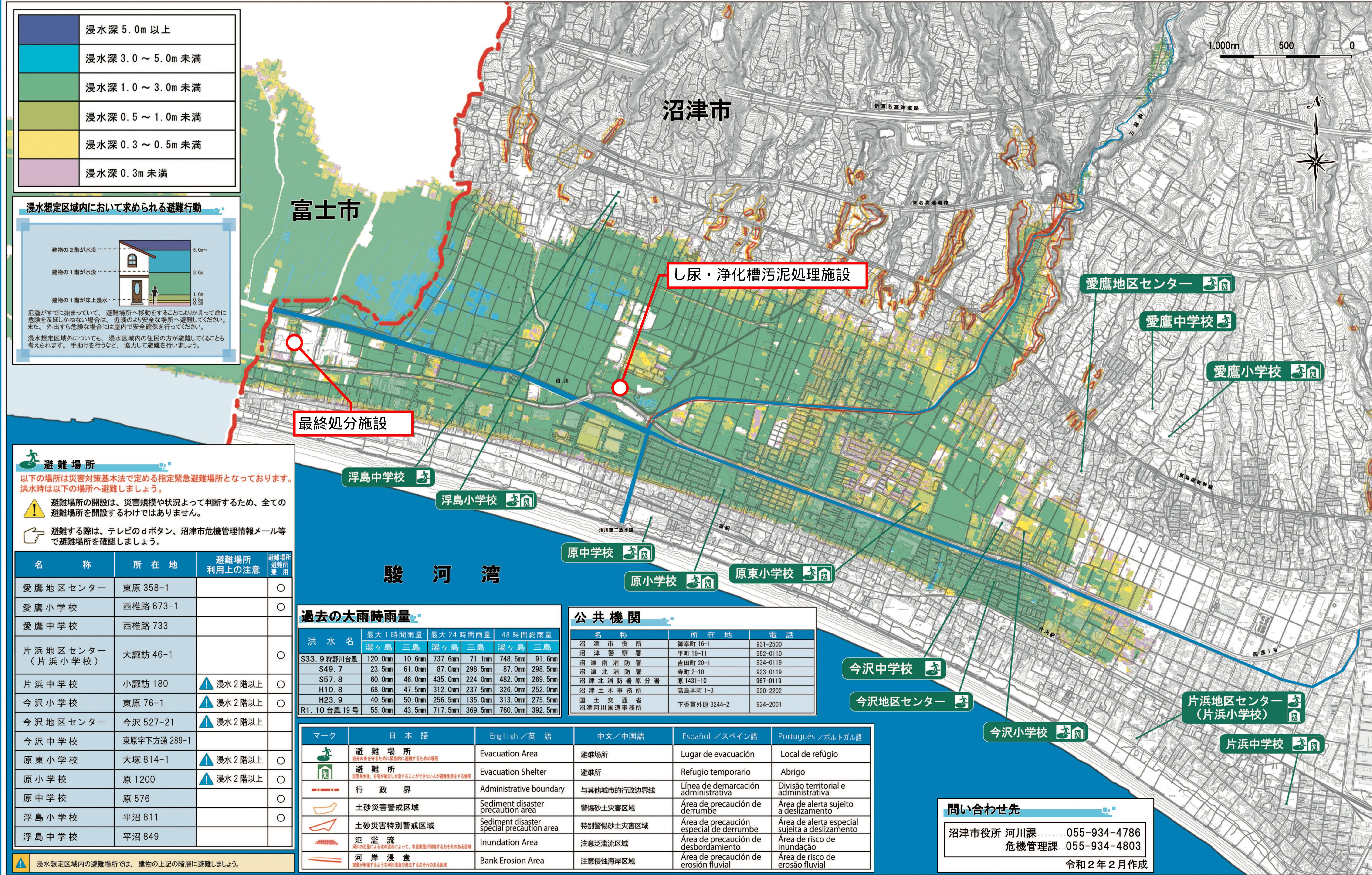


# 沼川・高橋川洪水ハザードマップ

## 一想定最大規模 レベル2-

この地図は、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（レベル2）により沼川・高橋川が氾濫した場合の  
浸水予測に基づいて、浸水範囲とその程度ならびに避難場所を示しています。  
なお、地図に示した区域以外のところも、状況によっては浸水することがありますので注意して下さい。

浸水想定の降雨条件  
(水害シナリオ)  
沼川流域の  
24時間総雨量  
694.5mm



## 添付資料1 3

# 沼津市国土強靭化地域計画

令和2年6月 沼津市

# 沼津市国土強靭化地域計画 目次

## 第1章 基本的な考え方

1 沼津市国土強靭化地域計画策定の趣旨	1
2 基本理念	2
3 基本目標	2
4 対象とする災害	2
5 計画の位置づけ	2

## 第2章 リスクシナリオ及び脆弱性評価に基づく重要課題

1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」	3
2 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題	5

## 第3章 沼津市国土強靭化の推進方針

1 施策の分野	7
2 施策分野ごとの推進方針	7

## 第4章 計画の推進

1 市の他の計画等の見直し	18
2 本計画の見直し	18
3 具体的取組の推進	18
4 プログラムの重点化	19

## 第5章 プログラム推進のための主要な取組

別紙1 プログラムごとの脆弱性評価結果	21
別紙2 プログラム推進のための主要な取組	44

### ＜農林水産業＞

#### ○農業水利施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的・社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進する。

#### ○農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぎ、正確な情報を迅速かつ適切に提供できるよう、関係機関との連携体制の構築に努める。

#### ○山地災害防止施設等の整備

治山事業等により山地災害防止施設の整備を進めるとともに、山地における保安林機能の向上を図るため、森林の適正な整備と保全に努める。

### ＜津波・高潮対策＞

#### ○津波、高潮対策施設の整備、耐震化

発生頻度が比較的高いレベル1の地震・津波に対し、国や県と連携を図りながら、地域の実情に応じた静岡方式による津波対策を進め、安全・安心を確保する。

### (4) 環境

#### ＜災害廃棄物＞

#### ○災害廃棄物の処理体制の見直し

沼津市災害廃棄物処理計画について、より実効性の高いものとなるよう隨時更新する。また、発災後は本計画に基づき処理を行う。

#### ○ごみ処理施設の建替え

災害発生後にも継続してごみ処理を行うため、耐震性を有していない現ごみ処理施設の早期建て替えを図る。

### ＜動物愛護＞

#### ○動物保護体制の整備への協力

災害時における犬猫等の保護のため、被災者とともに同行避難できる体制の構築に努める。

また、県が図るペット等の保護のため、獣医師や動物ボランティア、関係機関等とともに協力をする。

### (5) 都市基盤

#### ＜交通ネットワーク＞

#### ○緊急輸送路等の整備・耐震対策

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ＜被害想定等＞

地震（第4次地震被害想定）

- ・災害廃棄物：約498トン
- ・津波堆積物：約204～433トン

#### ○災害廃棄物の処理体制の見直し

沼津市災害廃棄物処理計画は策定済であるが、沼津市地域防災計画や被害想定が見直しされた場合や、防災訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合等、状況の変化に合わせて見直しを図る必要がある。

- ・災害廃棄物処理体制の整備
- ・災害廃棄物に係る仮置場等の候補地の確保 100%：H30年度末

#### ○ごみ処理施設の建替え

災害時にあっても廃棄物の処理を継続して行い、なおかつ、地域の防災拠点となるよう、新たなごみ処理施設の整備を進める必要がある。

- ・ライフラインが途絶えた場合に備え、ごみ処理施設の立ち上げ再稼働が可能となる非常用設備の設置、薬品及び燃料の確保

### 8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ＜被害想定等＞

地震（第4次地震被害想定）

- ・人口流出が顕著となり、復興が困難となる地域が発生する可能性がある。

#### ○地域における防災人材の育成・活用

地域コミュニティにおける防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の防災用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力した、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

- （再掲）・地域における防災人材の活用・育成（防災指導員等） 100%（継続）：H30年度末

### 8-3 高速道路、新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ＜被害想定等＞

地震（第4次地震被害想定）

- ・東名・新東名高速道路には大きな被害はないが、国道1号の一部区間で不通となる。

#### ○基幹的交通インフラの安全性の確保

大規模災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送等の広域支援を迅速に配備するため、東名・新東名高速道路、国道1号バイパス等の基幹的交通インフラの防災機能強化を促進する必要がある。

## 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

No.	取組内容	具体的指標	目標値	進捗状況	目標達成時期 または事業期間	担当課 計画
1	【再掲】 住宅・建築物安全ストック形成事業 既存建築物等耐震化促進事業	既存建築物やブロック塀の耐震化助成	95%	89.2% 令和2年度末	令和7年度	まちづくり 指導課
2	【再掲】 緊急輸送路の整備	緊急輸送路となる道路・街路の整備 ・市道0105号線 (L=0.7km、事業期間: 平成28～令和8年度、全体事業費: 2,408百万円) (再掲) ・(都) 納米里本町線 (L=0.2km、事業期間: 平成24～令和3年度 (整備完了)、全体事業費: 814百万円) (再掲)	100%	各路線別	各路線別	道路建設課
3	【再掲】 緊急輸送路の整備	緊急輸送路となる道路・街路の無電柱化 ・(都) 千本番貴山線 (L=0.5km、事業期間: 令和2～6年度、全体事業費: 179百万円) (再掲)	100%	各路線別	各路線別	道路建設課

## 7-3 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

No.	取組内容	具体的指標	目標値	進捗状況	目標達成時期 または事業期間	担当課 計画
1	【再掲】 農業用施設(農業用水利施設)の整備改良	農業用施設(農業用水利施設5箇所)の整備改良率	100%	4% H30年度末	～令和4年度	農林農地課 AP57

## 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

No.	取組内容	具体的指標	目標値	進捗状況	目標達成時期 または事業期間	担当課 計画
1	【再掲】 農業用施設(農業用水利施設)の整備改良	農業用施設(農業用水利施設5箇所)の整備改良率	100%	4% 平成30年度末	～令和4年度	農林農地課 AP57

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No.	取組内容	具体的指標	目標値	進捗状況	目標達成時期 または事業期間	担当課 計画
1	震災時の災害廃棄物仮置き場等の候補地の確保	震災廃棄物仮置き場候補地(約289,800m <sup>2</sup> )の確保率	100%	100% (継続)	～令和4年度	環境政策課 AP94
2	中間処理施設整備事業	ごみ焼却場の整備	100%	未実施	～令和11年度	新中間処理 施設整備室

## 8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No.	取組内容	具体的指標	目標値	進捗状況	目標達成時期 または事業期間	担当課 計画
1	【再掲】 地域における防災人材の活用育成・活用(防災指導員等)	防災指導員等の研修会(年11回)の開催数	100%	100% 平成26年度 (完了、継続)	平成26年度 (完了、継続)	危機管理課 AP24

## 8-3 高速道路、新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

No.	取組内容	具体的指標	目標値	進捗状況	目標達成時期 または事業期間	担当課 計画
1	【再掲】 岡宮北土地区画整理事業 緊急輸送路等の整備 ((都)沼津南一色線・三枚橋岡宮線) 全体事業費: 28,400百万円	緊急輸送路等 (L=2,765.5m) の整備率	100%	58% 令和2年度末	～令和5年度	岡宮北土地区画整理事務所
2	【再掲】 鉄道施設移転先周辺整備事業 (都)片浜西沢田線道路改良事業 全体事業費: 7,312百万円	(都)片浜西沢田線 (L=929m) の整備率	100%	0% 令和2年度末	～令和8年度	整備課
3	【再掲】 鉄道施設移転先周辺整備事業 (都)大手町片浜線道路改良事業 全体事業費: 54百万円	(都)大手町片浜線 (L=65m) の整備率	100%	0% 令和2年度末	～令和8年度	整備課
4	【再掲】 鉄道施設移転先周辺整備事業 市道2694号線ほか1路線道路改良事業 全体事業費: 499百万円	市道2694号線ほか1路線 (L=620m) の整備率	100%	0% 令和2年度末	～令和6年度	整備課
5	【再掲】 鉄道施設移転先周辺整備事業 市道2698号線ほか1路線道路改良事業 全体事業費: 1,745百万円	市道2698号線ほか1路線 (L=360m) の整備率	100%	0% 令和2年度末	～令和8年度	整備課